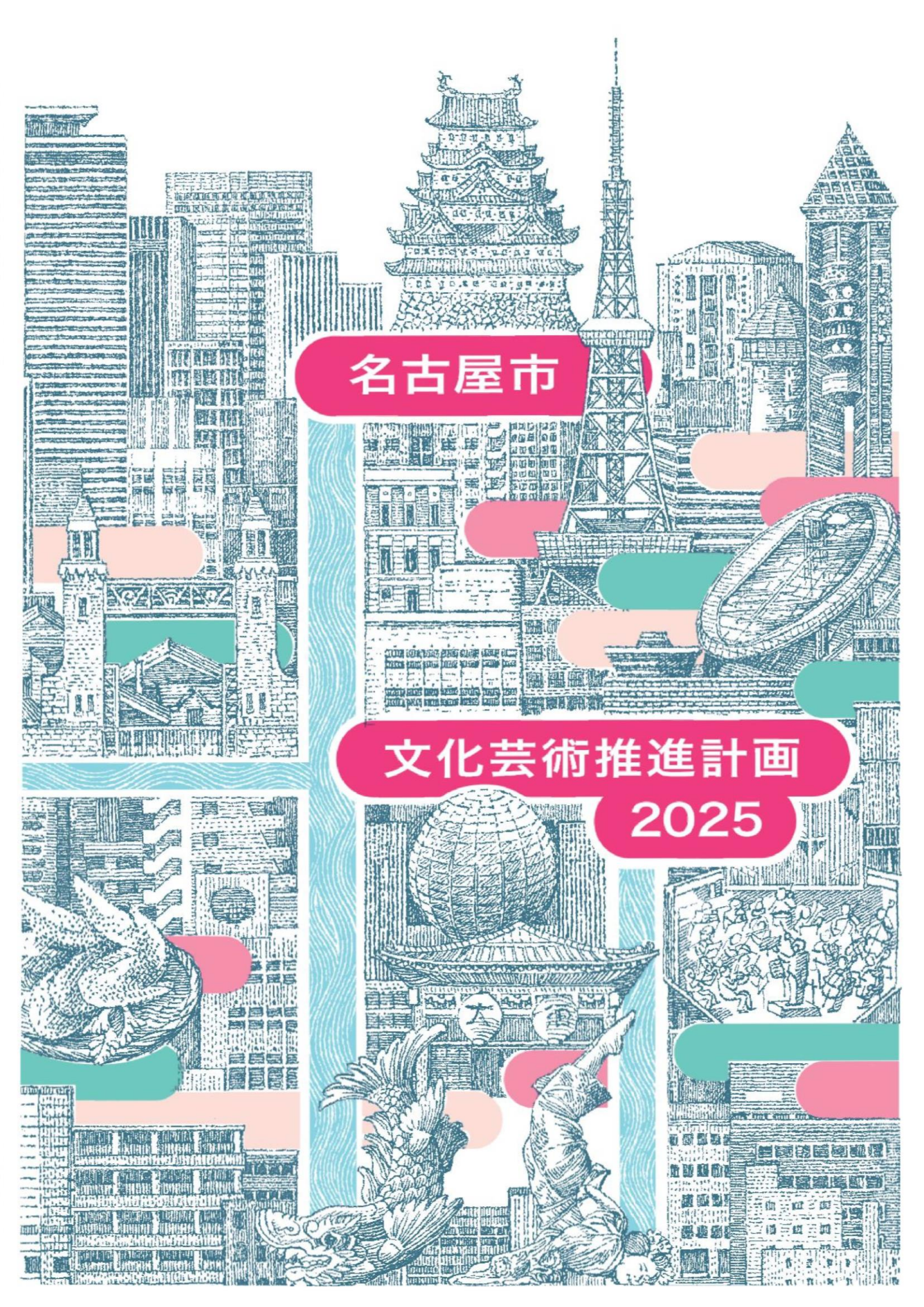




名古屋市

文化芸術推進計画
2025

目 次

概 要	1
第1章 策定の趣旨	3
1 計画の位置づけ	3
2 計画期間	4
3 この計画における文化芸術の定義	4
4 文化芸術を取り巻く潮流	4
5 国の文化政策の動向	6
第2章 文化芸術を取り巻く市の現状	7
1 文化的背景	7
2 文化行政	7
3 市民の意識等	8
4 文化関係者	12
5 文化施設・文化財	16
第3章 文化振興計画2020のふりかえりと課題	21
第4章 文化芸術推進の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 期待される各主体の役割	25
3 四つの視点	27
4 三つの重点項目	27
第5章 施策の展開	28
＜親しむ＞	29
＜磨く＞	32
＜活かす＞	35
＜支える＞	38
第6章 豊かな未来を創造する三つの重点項目	41
1 新たな文化芸術推進体制の構築（名古屋版アーツカウンシル）	42
2 ユネスコ・デザイン都市なごや／ユネスコ創造都市ネットワーク	44
3 新たな劇場の整備（市民会館の改築）と文化施設の有機的連携	46
第7章 評価方法	48
資料編	

※本計画においては、活用するという意味の「いかす」を「^い活かす」と表記しています。

名古屋市文化芸術推進計画2025 概要

1 策定の趣旨

名古屋の文化芸術の底上げとすそ野を拡大しながら、より一層名古屋の文化芸術を推進していくために、本計画を策定する。

2 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

4 施策の展開

視点1	親しむ	視点2	磨く
課題	文化芸術に親しむ 機会づくり	課題	文化芸術を育て、磨き、 伝えていく環境づくり
これまで文化振興事業団の取り組みや文化庁補助事業などによりしっかりと進めてきているが、さらに名古屋の強みである伝統文化や、最新のアートを含め文化芸術に気軽に触れられる環境を整えていく必要がある		将来の名古屋の文化芸術振興を担う人材や団体をさらに支援し、名古屋らしい歴史や文化芸術を活かした魅力発信の活動や、世代やジャンルを超えた交流機会の創出などを支えていく施策と体制づくりが求められる	
文化芸術を享受する機会の拡大 - 文化施設での公演・展示を行う機会づくり - パンフレットや案内等の多言語化 - アウトリーチ活動、まちかど展開など身近な場での体験の機会づくり - 地域の歴史文化や生活文化を新たに発見・開発する取り組みの推進		創造活動の支援 - 新進芸術家などの支援 - コンペティションなどの開催 - 文化芸術活動への表彰・顕彰	
子ども・青少年の創造性・人間性の育成 - 子どもが文化芸術に触れる機会の創出 - 子ども・青少年の活動・発表・交流の場の提供・支援		市民文化活動の支援 - 市民文化活動への助成・助言 - まちなか空間の活用 - 地域における文化活動の練習・創作・発表・交流機会の充実	
国内外に向けた情報発信力の強化 - 文化情報の一元的集約及び編集 - 文化情報の国内外への発信 - 市民が情報を共有できるネットワークづくりの支援 - 文化情報のアーカイブ化		文化・歴史資源の保存・継承・活用 - 名古屋独自の文化・歴史資源を活用したやっとかめ文化祭等の実施 - 歴史的建造物や歴史的町並みの保存・活用 - 重要伝統的建造物群保存地区の魅力向上・発信 - 名古屋城を核とした魅力づくり - 文化面での広域連携	

5 三つの重点項目

① 新たな文化芸術推進体制の構築

② ユネスコ創造都市ネットワーク

3 基本理念

文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋～文化芸術の灯を守り輝かせ、豊かな未来を創造する～

今も生きる「芸どころ名古屋」の気風、息づく芸事・習い事を始めとする地元に根付く大切な文化・歴史資源について、広く市民が親しみを深め、都市を形づくる基盤として価値を高め、磨いていく。そして、文化芸術の創造を支えるしっかりとした仕組みを構築することによって、多様な都市課題の解決にも活かしていくことが必要である。

今後10年間の変化を見据え、名古屋の文化芸術の灯を守り輝かせ、その活用により、さらなる豊かな未来を創造していくための施策の推進を図っていく。

視点3	活かす	視点4	支える
課題	文化芸術の 多様な価値の活用	課題	文化芸術を支える 基盤づくり
	文化芸術によって生み出される価値を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などさまざまな分野との連携で好循環を生み出し、都市の力を向上させることが期待されており、必要な支援施策や体制づくりが求められる		新たな文化芸術体制などによる文化の力の活用の展開や、文化活動の基盤である多数の文化施設間の連携強化と役割分担の明確化が求められている。 また、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、非常時を見据えた臨機応変な対応が求められる。
	社会的課題の解決への活用 - 文化芸術を活かしたまちづくりに取り組む人材や中間支援組織の支援 - 文化芸術による社会包摂・地域の活性化		多様な連携、体制の充実 - 名古屋市文化振興事業団、名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携強化 - 多様な連携を図る意見交換の実施 - 文化庁・芸術文化振興基金などの制度の活用 - ネーミングライツ、助成財団など民間活力の活用 - 文化振興事業積立基金制度の活用 - 非常時におけるアーティストの相談・支援
	観光・産業との好循環 - 観光客や訪日外国人を視野に入れた文化芸術イベントの開催支援 - 文化・歴史資源を活かした文化観光の推進 - クリエイティブ産業や文化芸術活動を支える産業の振興 - メディア芸術の活用 - 金山南ビル美術館棟（旧名古屋ボストン美術館）の利活用		文化施設の整備、管理運営 - 文化施設の適切な維持保全・改修・改築 - 劇場法などを踏まえた文化施設の管理・運営 - 文化施設における指定管理者制度の適切な運用 - 非常時の対応等を想定した施設の検討
	文化芸術を活かしたまちづくり - まちなかでの文化芸術活動の推進 - 名古屋駅、栄駅、金山駅地区などのまちづくりにおける広場や公共的な空間の創出・活用 - 芸術家などが集まる場づくり		

③ 新たな劇場の整備（市民会館の改築）と文化施設の有機的連携

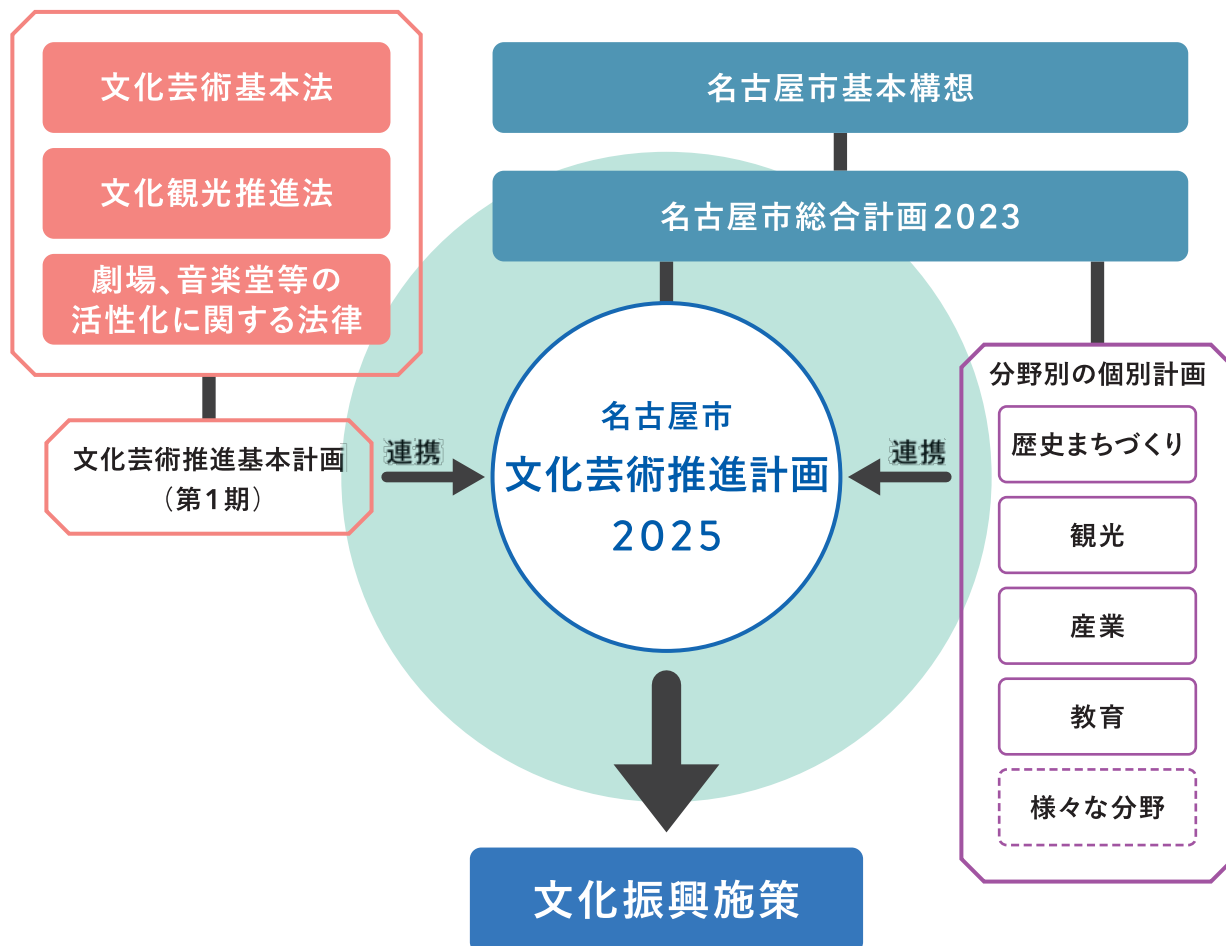
第1章 策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本市は、平成28(2017)年度に、文化振興の基本的な考え方などをまとめた「名古屋市文化振興計画2020」を策定しました。概ね10年先を見据えた4年間の計画期間で、「文化芸術が活きるまち名古屋」を基本理念とし、これをもとに、文化振興施策を推進してきました。この「名古屋市文化振興計画2020」の基本的な考え方などを踏襲しながら、文化芸術を取り巻く潮流や国の動向、本市文化行政を取り巻く環境に対応するとともに、名古屋の文化芸術の底上げとそのすそ野を拡大しながら、より一層名古屋の文化芸術を推進していくために、次期計画として「名古屋市文化芸術推進計画2025」を策定することとしました。

この計画は、本市の総合計画である「名古屋市総合計画2023」で定められた、めざす都市像5「魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち」の施策37「歴史・文化芸術に根ざした魅力向上をはかるとともに、市民による魅力発信を促進します」に基づく文化芸術に関する行政計画です。

また、歴史まちづくり、観光、産業、教育など文化芸術と密接な関係のある様々な分野の個別計画との整合も図っていきます。



2 計画期間

計画期間は、本市の文化芸術振興の基本的な考え方など概ね 10 年先を見据えつつ、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。なお、本計画は施策の進捗状況を踏まえ、適宜内容を見直ししながら進めてまいります。

3 この計画における文化芸術の定義

この計画において「文化芸術」とは、文化芸術基本法における芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、文化財、生活文化等を主な範囲と考えます。ただし、生活様式、伝統、人の精神的活動なども含めた広義で利用する場合は「文化」と表記します。なお、文化施設、文化活動など一般的に利用されている熟語は「文化」を用いています。

分 野	例
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器などを利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化・国民娯楽及び出版物	生活文化（茶道、華道、書道、食、その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋、その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
関連する分野	歴史、デザイン、景観、建築

4 文化芸術を取り巻く潮流

- 人口減少社会の到来
- グローバル化、情報通信技術の進展
- 持続可能な開発目標（SDGs）の採択
- 価値観やライフスタイルの多様化
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響

○人口減少社会の到来

我が国全体が人口減少社会となっている中、本市においては人口増加が続いていましたが、令和 5（2023）年頃から人口減少に転じると予想されています。都市の活力を維持・向上させていくためには、長年その都市に根付いてきた文化・歴史資源等を土台にし、それらを積極的に活用することで、より一層都市の魅力を高め、仕事や観光で訪れる旅行者など交流人口を増加させることが必要となっています。また、生産年齢人口が減少している中で文化芸術の担い手、専門の人材等の確保も課題となっており、文化芸術のすそ野を広げ、興味を持つ人材を増やすため積極的な取り組みが求められています。

○グローバル化、情報通信技術の進展

グローバル化の進展に伴い、市民が国内外の多様な文化芸術を享受しやすくなり、国内外の文化芸術に関わる研究者や芸術家、クリエイターなどの相互交流が進んでいます。また、インターネット等を活用したサービスや情報通信技術の急速な発展・普及により、国内外の交流が後押しされ、多様で広範な文化芸術活動が展開されています。一方、グローバル化により地域文化の創造性やアイデンティティの危機が懸念され、インターネット等が人間関係に及ぼす様々な影響等、新たな課題も指摘されており、文化芸術がその課題解決の一助を担うことが期待されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）の採択

平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」は国際社会全体の普遍的な目標であり、地域の持続的な発展にとっても重要な目標です。「SDGs 未来都市」として、本市が SDGs の達成に率先して取り組むことにより、誰一人取り残さない、経済・社会・環境が調和した持続可能で強靱な都市を構築し、国際社会の持続可能な未来を切りひらいていくことが必要です。

○価値観やライフスタイルの多様化

単身世帯の増加や、価値観やライフスタイルが多様化する中で、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会においてコミュニティの機能が低下しています。また、本市においては外国人市民が大幅に増加しています。こうした中、市民同士が多様性を享受し、他者との相互理解を深めていくには、文化芸術を様々な分野において活かし、他者と共感し合う心を育んでいくことがカギとなります。

○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大を受け、日常の生活に多大な影響が出ています。文化芸術においても自粛や縮小が求められ、以前のような活動が難しくなりました。また、公演活動等の中止に伴い人々の文化芸術を楽しむ機会は奪われ、アーティストや公演を支えるスタッフの仕事は激減し、ホール等の施設運営やイベント会社の経営が悪化するなど、その影響は広範に及んでいます。本市においては令和 2（2020）年 5 月に新しい生活様式のもと感染症対策に係る新たなガイドラインを作成し、徐々に活動の再開が進められていますが、以前のような活動を行うことができるようになるには、相応の時間を要することが想定されることから、引き続ききめ細かな支援が求められています。

5 国の文化政策の動向

○新たな「文化芸術基本法」の制定、「文化芸術推進基本計画（第1期）」の閣議決定

文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」が平成13（2001）年12月に施行されました。同法では「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」であり「文化芸術を鑑賞し、これに参加し又はこれを創造することができるような環境の整備」を図ることなどを基本理念に掲げ、文化振興策のよりどころとなっています。この法律は平成29（2017）年に改正され「文化芸術基本法」となり、これまでの文化芸術政策をさらに充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野の施策と有機的な連携を図ること、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展、創造に活用させることがうたわれました。

また、新たな「文化芸術基本法」に基づく初めての基本計画として「文化芸術推進基本計画（第1期）」が平成30（2018）年3月に閣議決定されました。文化芸術の本質的な価値（豊かな人間性を涵養、創造力・感性の育成、文化伝統を尊重する心）に加え、社会的・経済的価値（他者と共感し合う心による人間相互の理解促進、質の高い経済活動の実現、人間尊重の価値観、文化の多様性の維持）を明確化するとともに、文化芸術立国の実現に向け文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用し好循環させることが示されています。

○「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）の施行

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として、令和2（2020）年5月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。文化施設が地域の観光関係事業者等と連携し、来訪者を意識した文化資源の魅力の解説・紹介、積極的な情報発信、交通アクセス向上、多言語化等の環境整備を推進するために拠点計画の認定やそれに基づく特別な措置等について定めています。

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

文化芸術は、創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることから、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成30（2018）年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進に向けた基本的施策が示されています。

○「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」は平成24（2012）年6月に施行され、劇場、音楽堂などの設置・運営者、実演芸術団体、国、地方公共団体などの役割を明確にするとともに、これらの関係者などが相互に連携協力することが示されています。

第2章 文化芸術を取り巻く市の現状

1 文化的背景

名古屋は、約 1900 年前に三種の神器のひとつである草薙（くさなぎ）の神剣が熱田の地に祀られ、古墳時代には大型の前方後円墳が築造されるなど、長い歴史を持つまちです。また、古来より鎌倉街道（のちの東海道）が東西を結び、人々が行き交う場所でした。

名古屋がこの地域の拠点として発展する契機となったのは、慶長 15（1600）年の名古屋城の築城開始と、それに伴って清須の町が名古屋城の城下町として移転してきたこと（清須越）にあります。

江戸期においては、尾張徳川家の初代藩主義直、七代藩主宗春など歴代の藩主の多くが文化や学問の振興に取り組み、様々な文化活動が活発になりました。特に茶道や能、狂言など、武家のたしなみとされる文化が花開くとともに、町民にも芝居などの文化が広まりました。また、俳諧、文学、出版、歌舞伎、長唄など、幅広い分野の文化・芸能が飛躍的に盛んになり、「芸どころ名古屋」の気風が培われました。

名古屋は、木曾からの木材の集散地であり、木材を細工する技能に富んだ土地柄です。その流れを受け、江戸時代には華やかな人形からくりとお囃子を持つ山車が作られ、現在にもその伝統は息づいています。明治以降は、綿織物の産地を基盤とした自動織機の発明により、世界をリードする自動車産業をはじめとし、日本機械産業や航空機産業等の豊かな産業発展に繋がっています。また、当地域は周辺に日本六古窯の瀬戸、常滑など良質な陶土の産地が近くにあることから、焼き物産業、工業用窯業とともに造形や絵付けなど、技能が共に発展しました。また、世界三大ウール産地のひとつである「尾州ウール」の隣接地でもあることから、織物の技能においては国内外の有名な縫製メーカーから注目される存在です。江戸時代に培われた芸どころ名古屋の気風が、産業の発展とともに新たな文化やもののづくりの技にも受け継がれています。

2 文化行政

昭和 53（1978）年 3 月の「市民文化をすすめるための提言」（名古屋・市民文化懇談会）を受けて、文化基金を設置（昭和 57 年度）し、名古屋市文化振興事業団が設立（昭和 58 年度）されました。平成 5（1993）年 6 月には「文化都市なごやの飛躍をめざして（提言）」

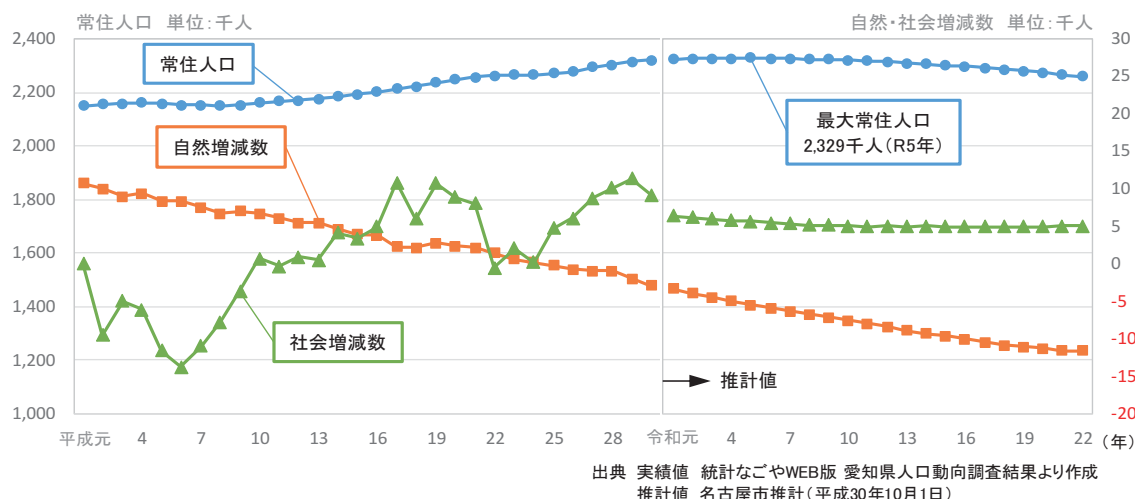
（文化都市なごやを考える懇談会）において、名古屋が文化都市としてさらに飛躍するための具体的な事業や施策について提言を受けています。なお、市民文化に係る担当部局は、平成 6（1994）年度に教育委員会から市長部局へと移管される一方で、文化財や美術館・博物館などは引き続き教育委員会が所管しています。平成 21（2009）年度に名古屋市文化振興に関する有識者懇談会の提言を受け、名古屋市文化振興計画を策定し、平成 25（2013）年度には計画のうち重点プロジェクトの改定が行われました。平成 28（2016）年度には都市魅力の向上を図るため、組織再編により観光文化交流局を設置し、文化振興室も同局内に移管しています。

3 市民の意識等

本市の人口規模は、約 230 万人、世帯数では約 110 万世帯となっており、短期的には人口増加が続くものの、近々自然減が社会増（転入増）を上回り、令和 5（2023）年頃から減少に転じると推計しています。

世帯当たりの人員は減少しており、単身世帯の増加など世帯の小規模化が進んでいます。

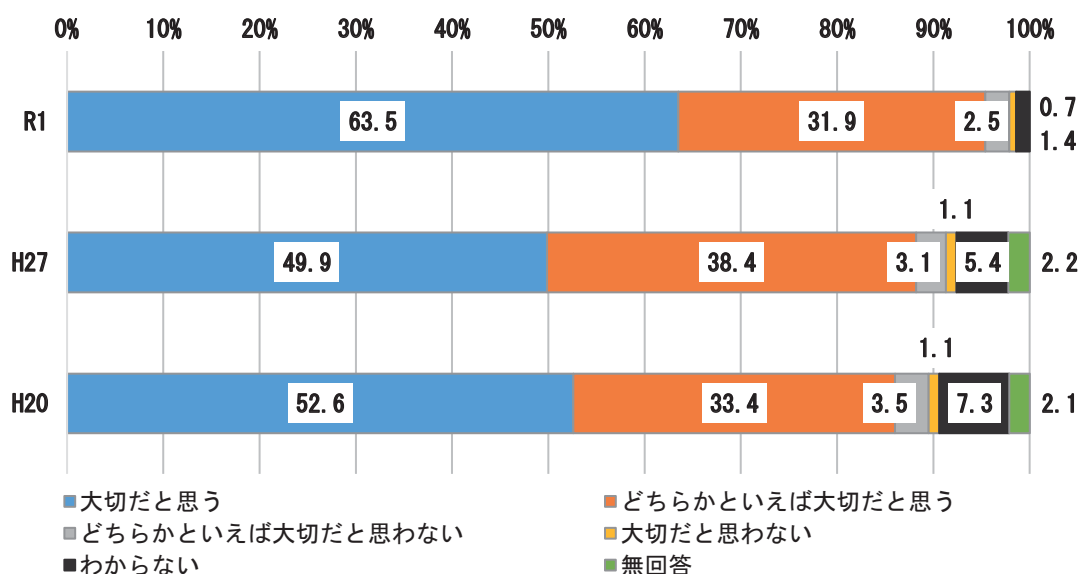
○本市における常住人口の推移と推計



資料：名古屋市「名古屋市総合計画 2023」

市政アンケートによると、文化や芸術に触れることについて「大切だと思う」と回答する市民は約 6 割で「どちらかといえば大切だと思う」を加えると 9 割を超えています。

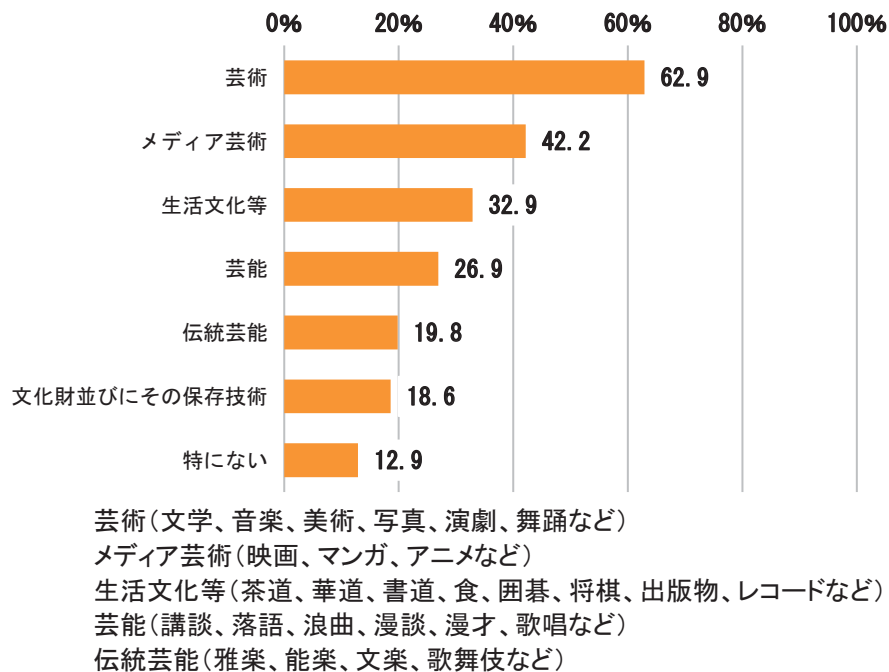
文化芸術で興味のある分野としては「芸術」「メディア芸術」「生活文化等」の順に多くなっています。



資料：名古屋市「ネットモニターアンケート（R1）」「市政アンケート（H27、H20）」

注：H20 のみ『大切だと思わない』の選択肢が『あまり大切だとは思わない』

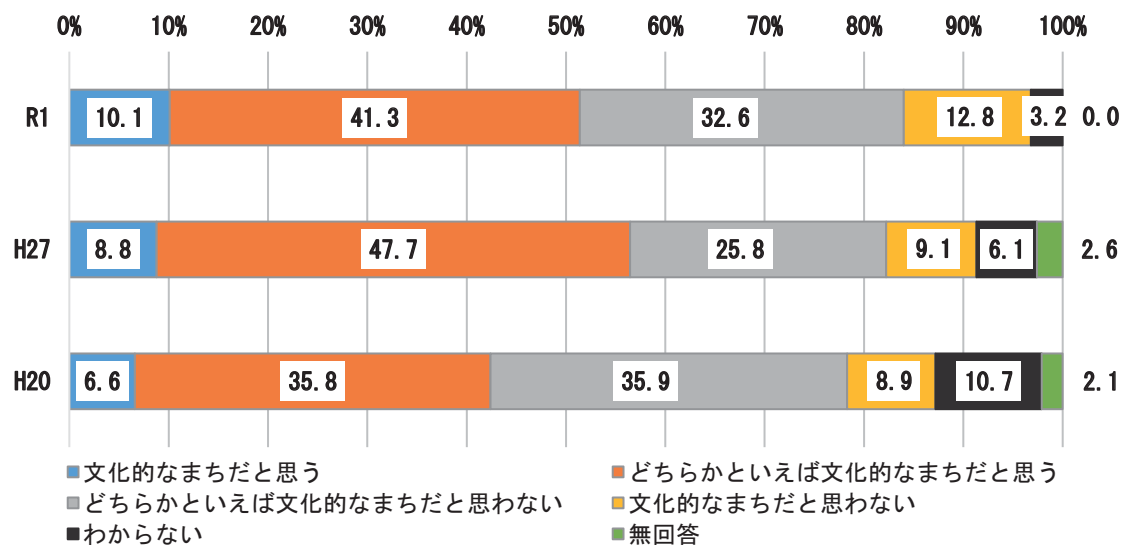
○文化芸術で興味のある分野（複数回答）



資料：名古屋市「市政アンケート（R2）」

名古屋市の文化について「文化的なまちだと思う」が10.1%、「どちらかといえば文化的なまちだと思う」を合わせると5割強となっています。また、平成27（2015）年度のアンケート結果と比較すると5.1%減少しています。

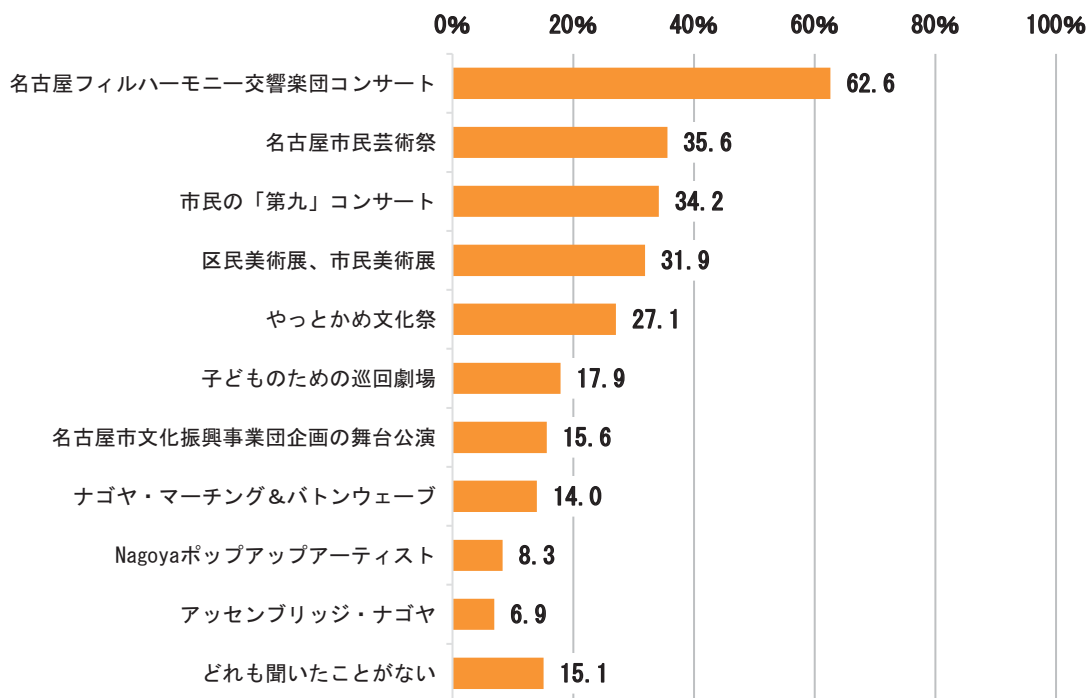
名古屋市の文化事業で聞いたことがあるものとして、「名古屋フィルハーモニー交響楽団コンサート」「名古屋市民芸術祭」「市民の「第九」コンサート」「区民美術展、市民美術展」「やっとかめ文化祭」の順で多くなっています。



資料：名古屋市「ネットモニターアンケート（R1）」「市政アンケート（H27、H20）」

注：H20 のみ『文化的なまちだと思わない』の選択肢が『あまり文化的なまちだと思わない』

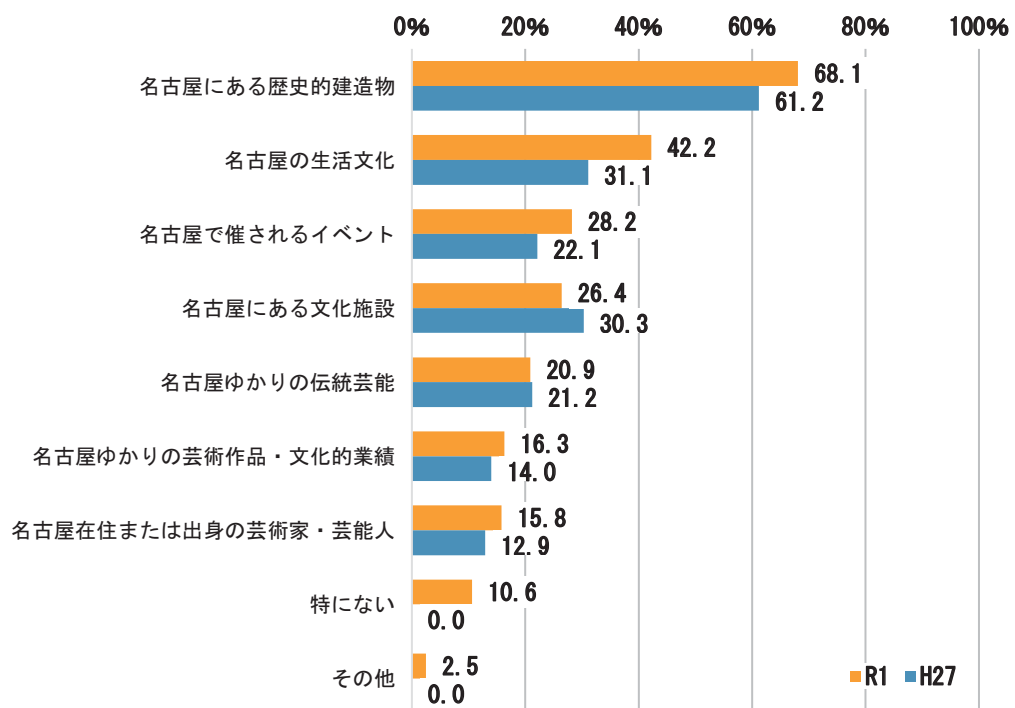
○名古屋市の文化事業で聞いたことがあるもの



資料：名古屋市「ネットモニターアンケート（R1）」

名古屋市の文化芸術で誇れるものとしては、「名古屋にある歴史的建造物」が最も多く、この他に、「名古屋の生活文化」、「名古屋で催されるイベント」、「名古屋にある文化施設」、「名古屋ゆかりの伝統芸能」などがあがっています。

○名古屋市の文化資源で誇れるもの

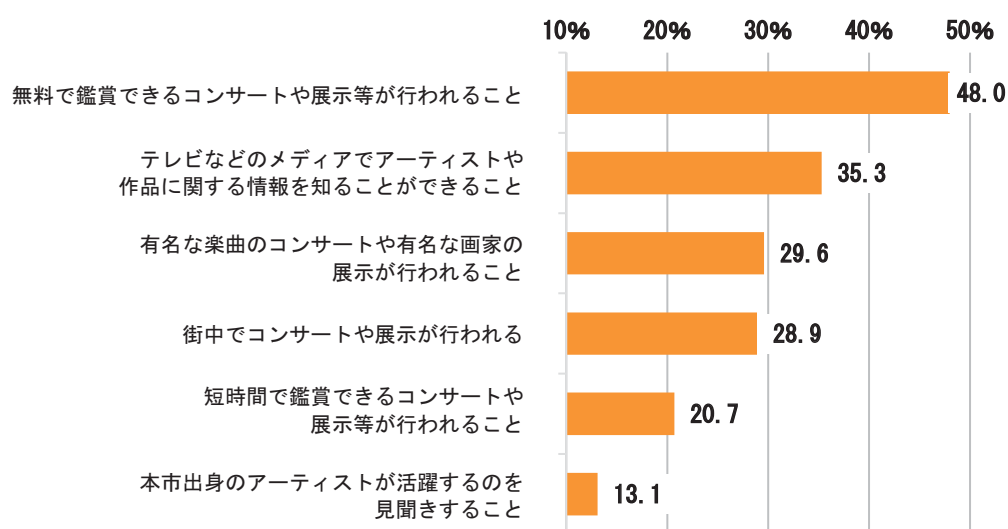


資料：名古屋市「ネットモニターアンケート（R1）」「市政アンケート（H27）」

また、より多くの人が文化芸術をより身近に感じたり、気軽に参加するために必要なこととして、「無料で鑑賞できるコンサートや展示等が行われること」「テレビなどのメディアでアーティストや作品に関する情報を知ることができること」「有名な楽曲のコンサートや有名な画家の展示が行われること」「街中でコンサートや展示が行われる」など、文化芸術に触れるための機会づくりに関する回答が上位となっています。

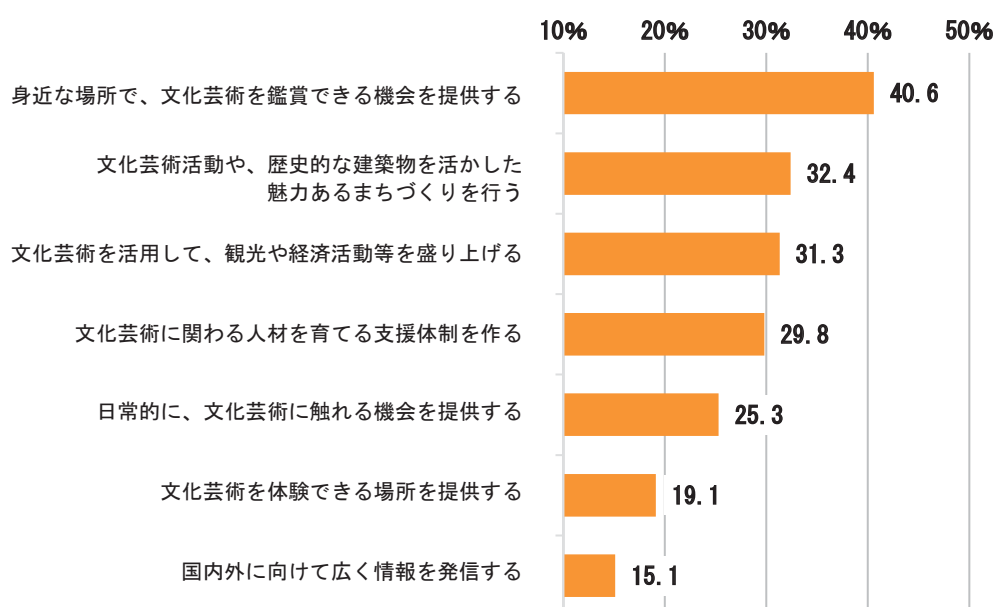
今後必要な取り組みとしては①「身近な場所で、文化芸術を鑑賞できる機会を提供する」②「文化芸術活動や、歴史的な建築物を活かした魅力あるまちづくりを行う」③「文化芸術を活用して、観光や経済活動等を盛り上げる」④「文化芸術に関わる人材を育てる支援体制を作る」の順に多くなっています。

○文化芸術をより身近に感じたり、気軽に参加するため必要なこと



資料：名古屋市「市政アンケート（R2）」

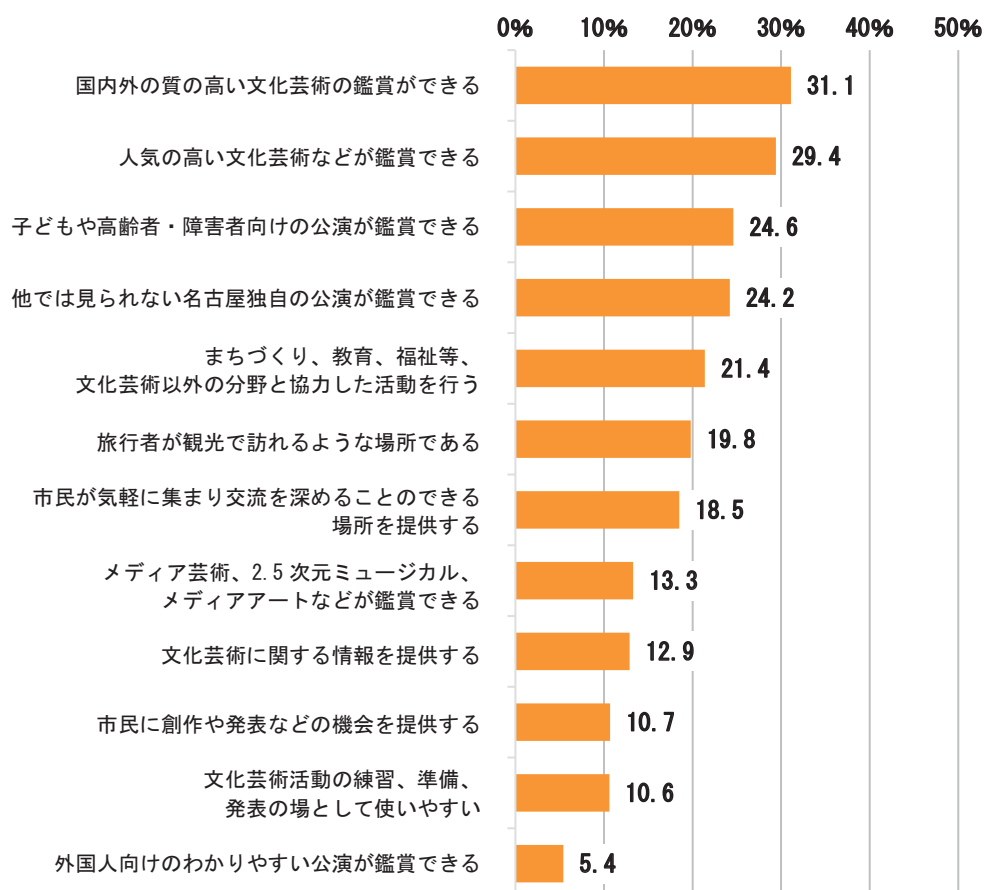
○今後必要な取り組み



資料：名古屋市「市政アンケート（R2）」

今後名古屋市の文化施設に期待することとしては「国内外の質の高い文化芸術の鑑賞ができる」「人気の高い文化芸術などが鑑賞できる」「子どもや高齢者・障害者向けの公演が鑑賞できる」「他では見られない名古屋独自の公演が鑑賞できる」の順に多くなっています。

○今後名古屋市の文化施設に期待すること（複数回答）



資料：名古屋市「市政アンケート（R2）」

4 文化関係者

（１）文化関連の就業者、事業者

文化関連の就業者数について、著述家、記者、美術家、デザイナー、写真家、音楽家、舞台芸術家などの文化関係で就労している市民は 11,850 人です。

職種別では、デザイナーが 4,670 人、個人教師（音楽）1,450 人、写真家、映像撮影者が 1,300 人、記者、編集者が 1,290 人となっています。全国比では、個人教師（舞踊家、俳優、演出家、演芸家）が 3.2%、デザイナーが 2.4%と高くなっています。

年齢別では、著述家、記者、編集者、美術家、写真家、デザイナーで 30 歳代が最も多く、音楽家、舞台芸術家（個人教師は除く）は 40 歳代が最も多くなっています。

○就業者数

全国就業者数平成 27 年（人）	名古屋市就業者数平成 27 年（人）	全国比
58,890,810	1,085,130	1.8%

○文化関連の就業者数

職 種	名古屋市就業者数 平成 22 年（人）	名古屋市就業者数 平成 27 年（人）	全国比
著述家	330	360	1.4%
記者、編集者	1,600	1,290	1.6%
彫刻家、画家、工芸美術家	440	580	1.5%
デザイナー	4,300	4,670	2.4%
写真家、映像撮影者	1,600	1,300	2.0%
音楽家	410	510	2.2%
舞踊家、俳優、演出家、演芸家	950	1,010	1.9%
個人教師（音楽）	1,580	1,450	2.1%
個人教師（舞踊家、俳優、演出家、演芸家）	490	680	3.2%
合 計	11,700	11,850	2.1%

資料：総務省「国勢調査（H27 年、H22 年）」

○文化関連の就業者数（年齢別）

年 代	著述家、記者、編集者		美術家、写真家、 デザイナー		音楽家、舞台芸術家 （個人教師は除く）	
	人数（人）	全国比	人数（人）	全国比	人数（人）	全国比
15～29 歳	190	1.8%	1,460	2.8%	340	2.2%
30 歳代	560	2.4%	1,980	2.3%	380	1.9%
40 歳代	370	1.3%	1,520	2.1%	450	2.4%
50 歳代	280	1.2%	950	2.1%	240	1.8%
60 歳代	180	1.5%	510	1.9%	50	0.8%
70 歳以上	60	1.3%	140	1.5%	50	1.9%
合 計	1,640	1.6%	6,550	2.2%	1,520	2.0%

資料：総務省「国勢調査（H27 年）」

注：端数処理などで年代の合計値と合計の数が一致しないところがあります。

文化に関連する産業をみると、従業員数では書籍・文房具小売業が 12,179 人と最も多く、次いで出版業、新聞業、デザイン業、興行場、興行団、映像情報制作・配給業、カラオケボックス業の順に多くなっています。全国比（従業員数）でみると、広告制作業（4.2%）、デザイン業（4.0%）、興行場、興行団（4.4%）、書道教授業（4.5%）で高くなっています

経済界では、中部経済連合会（観光委員会）、名古屋商工会議所（文化・観光委員会）、中部経済同友会（文化の街づくり委員会）などの検討組織があります。

○産業（小分類）

業 種	従業員数		事業所数	
	人数（人）	全国比	総数	全国比
映像情報制作・配給業	1,524	2.5%	121	2.8%
音声情報制作業	38	0.7%	16	2.5%
新聞業	1,943	3.9%	38	2.8%
出版業	2,123	3.1%	126	2.8%
広告制作業	1,076	4.2%	131	4.7%
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	885	2.8%	104	2.3%
書籍・文房具小売業	12,179	2.7%	787	2.3%
楽器小売業	718	3.8%	98	3.2%
音楽・映像記録物賃貸業	479	1.8%	31	2.2%
デザイン業	1,666	4.0%	346	4.0%
著述・芸術家業	26	1.9%	14	1.6%
映画館	497	2.4%	15	2.7%
興行場、興行団	1,633	4.4%	107	3.3%
カラオケボックス業	1,214	1.9%	87	1.4%
音楽教授業	947	2.4%	410	2.0%
書道教授業	622	4.5%	240	2.5%
生花・茶道教授業	117	2.5%	67	1.9%

資料：経済産業省「経済センサス 活動調査（H28）」

（２）文化芸術関連の大学・専門学校

本市には芸術系及びデザイン系の学部などを有する大学が９校（近郊含めると１９校）、芸術・デザイン・メディアデザイン・音楽・美容・調理系の専攻を有する専門学校（私立専修学校）が５２校あり、地域の文化芸術分野における人材の育成と輩出を担っています。

○芸術、メディア芸術、デザイン系の学部などを有する大学、専門学校数（私立専修学校）

	大 学		私立専修学校
	名古屋市内	名古屋市近郊	名古屋市内
文化芸術関連の学部などを有する学校数	9	10	52
その他大学（総 数）	24	—	117

資料：総数は文部科学省「私立専修学校一覧」、「学校基本統計」、各大学のウェブサイトより確認

（３）公益財団法人名古屋市文化振興事業団

名古屋市文化振興事業団は、文化芸術振興を目的とした専門組織として、豊富な実績と専門知識を有する人材、幅広いネットワークを活かして、文化芸術の普及振興に資する事業を行うとともに、文化施設を管理運営することで、市民の積極的、自主的な文化活動の促進を図っています。設立から 35 年を超える歴史の積み重ねの中で培われてきたノウハウや地元の文化芸術関係者等とのネットワークは非常に有益であり、本市が文化施策を進めていく上で不可欠な存在であるとともに、重要なパートナーです。

名 称	公益財団法人名古屋市文化振興事業団
設立の経過	昭和 47 年 6 月 1 日 財団法人名古屋市民会館管理公社 設立 昭和 58 年 7 月 1 日 財団法人名古屋市文化振興事業団 設立 平成 11 年 4 月 1 日 財団法人名古屋市民会館管理公社と 平成 11 年 4 月 1 日 財団法人名古屋市文化振興事業団統合 平成 23 年 4 月 1 日 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 移行
目 的	名古屋市民の文化・芸術の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的とする。
事 業	(1) 文化施設などを活用して、市民が文化芸術に触れる機会と場を提供する事業 (2) 表彰などの実施、活動の場の提供及び相談助言を通じて、芸術家及び文化芸術団体などの創造活動を支援する事業 (3) 文化芸術に関する情報を収集し、市民に提供する事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（４）公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、「市民のためのオーケストラ」としての役割を担い、交響管弦楽による音楽芸術の普及向上を図り、文化の発展に寄与することを目的とし交響管弦楽の演奏事業や青少年の音楽鑑賞の指導及び普及事業などを行うとともに、市民が集まる場所で、より名フィルが親しまれるよう「まちかどコンサート」を開催するなどの事業を実施しています。

また、国際都市名古屋の文化の顔として「日本を代表し、世界的にも評価されるオーケストラ」として発展していくという使命のもと活動しており、本市における音楽芸術の普及向上のけん引役として、不可欠な存在です。

名 称	公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団
設立の経過	昭和 41 年 7 月 10 日 楽団結成 昭和 48 年 4 月 20 日 名古屋市の出捐により財団法人となる 平成 24 年 3 月 1 日 公益財団法人へ移行
目 的	交響管弦楽による音楽芸術の普及向上を図り、文化の発展に寄与することを目的とする。
事 業	(1) 交響管弦楽の演奏事業 (2) 青少年の音楽鑑賞の指導及び普及事業 (3) 音楽芸術普及のための広報事業 (4) 交響楽団の演奏技術の維持・向上を図るために必要な事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 文化施設・文化財

(1) 文化施設

市内には、名古屋市、愛知県、民間等の文化施設があります。名古屋市の施設としては市民会館をはじめとするホール、名古屋市美術館、名古屋市博物館などがあり、愛知県の施設としては、ホールと美術館などの複合施設である愛知芸術文化センターなどがあります。民間の施設としては徳川美術館、しらかわホール、名古屋四季劇場などがあります。

また、近年では創造活動を行うアトリエ空間やフリースペースなどを発表の場として利用するなど、文化施設に限らない表現空間の活用も広がっています。

○市内に立地する主な文化施設の数

種 類	名古屋市	愛知県	民間等	合 計
ホール	7	3	16	26
美術	1	1	10	12
文学	1	1	0	2
歴史・民俗など	3	0	8	11
合 計	12	5	34	51

注：文化小劇場など、区レベルの施設は含みません。

美術・歴史は博物館・博物館相当施設もしくは愛知県博物館協会加盟施設

○近年の主なホールの動き

愛知厚生年金会館	平成 20 年閉館
愛知県勤労会館	平成 22 年閉館
文化小劇場	平成 28 年 12 月昭和文化小劇場開館（市内 15 館目）
御園座	改修を行い平成 30 年 4 月に営業再開
名鉄ホール	平成 27 年 3 月末で貸ホールとしての営業を終了
大須演芸場	改修を行い平成 27 年 9 月に営業再開
テレビアホール	平成 26 年 3 月末で貸ホールとしての営業を終了
名古屋四季劇場	平成 28 年 10 月開館（移転）
中日劇場	平成 30 年 3 月で閉館

○名古屋市の施設整備・運営について

名古屋市の施設整備については、公会堂（昭和 5 年）、市民会館（昭和 47 年）、博物館（昭和 52 年）、芸術創造センター（昭和 58 年）、美術館（昭和 63 年）など、本市の文化芸術の拠点となる施設の整備を進めました。

また、演劇練習館（平成 7 年）、音楽プラザ（平成 8 年）、青少年文化センター（平成 8 年）、能楽堂（平成 9 年）など、創作活動や発表の場を整備しました。

地域文化振興の拠点としては、平成 3（1991）年の中村文化小劇場の開館以降、文化小劇場の整備を進め、平成 28（2016）年の昭和文化小劇場で 15 館となり整備を完了し

ました。

一方で、平成 30（2018）年に名古屋ボストン美術館が閉館となり、本市では金山南ビル美術館棟（旧名古屋ボストン美術館）の利活用を検討しています。

文化施設の効果的な運営を図るために、平成 16（2004）年度からは一部の施設において利用料金制度を取り入れ、平成 18（2006）年度より美術館・博物館などを除く文化施設において指定管理者制度を導入しました。平成 23（2011）年度に文化施設のあり方検討委員会から、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センターの今後の方針について提言を受け、現在は、その方針を踏まえた施設の管理運営に取り組んでいます。

市民会館は開館から 48 年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、その利用実態の分析や利用者等へのヒアリング、先進事例調査等を通じて、市民会館の抱える課題整理や、今後の市民会館に求められる役割・機能等の検討を行ってきました。令和元年度には、市民会館の整備検討懇談会を設置し、整備方針についての検討を進めています。

名 称	開館年月日	ホール客席数等
公会堂	昭和 5 年 10 月 10 日 (※平成 29～30 年度に大規模改修を実施)	大ホール 1,552 席 4 階ホール 780 席
市民会館	昭和 47 年 10 月 1 日	大ホール 2,291 席 中ホール 1,146 席
芸術創造センター	昭和 58 年 11 月 3 日	640 席
青少年文化センター	平成 8 年 12 月 1 日	724 席
能楽堂	平成 9 年 4 月 3 日	630 席
中村文化小劇場	平成 3 年 5 月 31 日	350 席
南文化小劇場	平成 4 年 4 月 17 日	394 席
西文化小劇場	平成 6 年 6 月 17 日	346 席
港文化小劇場	平成 8 年 2 月 14 日	350 席
天白文化小劇場	平成 9 年 6 月 13 日	350 席
名東文化小劇場	平成 10 年 6 月 16 日	356 席
守山文化小劇場	平成 11 年 5 月 28 日	400 席
北文化小劇場	平成 12 年 7 月 17 日	297 席（うち桄席 60 席）
緑文化小劇場	平成 13 年 6 月 13 日	446 席
熱田文化小劇場	平成 13 年 12 月 5 日	352 席
千種文化小劇場	平成 14 年 10 月 23 日	251 席（最大 299 席）
中川文化小劇場	平成 14 年 11 月 1 日	446 席
瑞穂文化小劇場	平成 27 年 7 月 10 日	349 席
昭和文化小劇場	平成 28 年 12 月 14 日	300 席
東文化小劇場	平成 13 年 11 月 8 日	349 席

名 称	開館年月日	ホール客席数等
市民ギャラリー矢田	平成 13 年 10 月 26 日	展示室
市民ギャラリー栄	平成 3 年 8 月 26 日	展示室
演劇練習館	平成 7 年 12 月 1 日	リハーサル室、練習室
音楽プラザ	平成 8 年 12 月 2 日	合奏場、リハーサル室
短歌会館	昭和 39 年 10 月 5 日	集会室、和室、展示室
東山荘	昭和 43 年 4 月 1 日	茶室、和室、洋室

○文化施設の位置づけ

本市の文化施設については、設置条例等において、各施設の設置目的及び位置づけが定められています。また、有識者や実演家などによって構成された文化施設のあり方検討会議（平成 23 年度）で示された「文化施設のあり方提言」における方針を踏まえ、文化施設の機能を活かし、市民会館、公会堂を【鑑賞型施設】、芸術創造センター、青少年文化センターを【創造発信型施設】と位置づけています。

施設名	設置目的	位置づけ
市民会館	芸術文化の振興及び市民福祉の向上を図る	【鑑賞型施設】 ○優れた文化芸術公演の鑑賞の場 ○市民の文化活動、発表の場 ○地域の賑わいを創出する場 （市民会館の整備検討懇談会において、新たな劇場としての役割や今後の位置づけを検討中）
公会堂	市民文化の向上及び住民福祉の増進を図る	【鑑賞型施設】 ○市民が利用する集会施設 ○文化芸術公演の鑑賞の場 （平成 29・30 年度に改修を行い、鑑賞機能を拡充）
芸術創造センター	芸術文化の創造及び芸術文化活動の交流の場を市民に提供するとともに、芸術文化に関する情報資料の供用等を行うことにより、芸術文化の振興に寄与する	【創造発信型施設】 ○名古屋らしい文化芸術の創造拠点 ○文化芸術活動の交流拠点 ○文化芸術関連の情報収集・発信拠点 ○文化芸術における専門人材の配置及び育成する場

施設名	設置目的	位置づけ
青少年文化センター	芸術文化の創造及び芸術文化活動の交流の場を市民に提供することにより、青少年の芸術文化の振興に寄与する	【創造発信型施設】 ○青少年の文化芸術活動・交流拠点 ○青少年の文化芸術関連の情報収集・発信拠点 ○創造・発信機能を担う人材を育成する場
文化小劇場	市民の身近な文化活動の場を提供することにより、市民文化の振興に寄与する	○地域文化発信・創造の拠点 ○市民が身近に文化にふれる場 ○市民の参画と協働の場 ○地域に密着した事業を展開する場 ○各館が連携し市内全域に質の高い文化芸術事業を提供する場
能楽堂	能楽その他の伝統芸能の振興を図るとともに、文化活動及び観光の推進に寄与する	○能楽その他伝統芸能を振興する拠点
市民ギャラリー	美術作品等の発表の場を提供することにより、市民文化の振興に寄与する	○美術作品等の発表の場 ○市民が身近に文化に触れる場
演劇練習館	演劇その他の舞台芸術の練習の場を市民に提供することにより、芸術文化の振興に寄与する	○演劇その他の舞台芸術の練習の場
音楽プラザ	音楽その他の舞台芸術の練習の場を市民に提供することにより、芸術文化の振興に寄与する	○音楽その他の舞台芸術の練習の場
短歌会館	市民文化の向上を図る	○市民等が利用する文化施設
東山荘	市民の茶道、花道等の伝統的芸術の振興を図る	○茶道・花道等の伝統的芸術の活動拠点

（２）文化財

文化財については、名古屋城の隅^{すみやぐら}櫓や旧本丸御殿の障壁画、古事記の最古の写本をはじめ、有形・無形の文化財が指定されています。このほかに重要伝統的建造物群保存地区（有松の一部）が選定されています。

登録文化財としては、公会堂、東山荘、徳川美術館、名古屋テレビ塔などの建造物、鶴舞公園の記念物があります。また、景観法に基づき、景観重要建造物として、公会堂、演劇練習館（旧稲葉地配水塔）、東山荘門・塀が指定されているほか、文化のみちエリア¹内で伊藤家住宅などが５件指定されています。都市景観形成地区として市内で８つの地区が位置づけられ、良好な景観の形成を進めています。

○指定文化財等

種 類	国 宝	重要文化財	県指定	市指定	合 計
有形文化財	6	126	106	64	303
無形文化財	0	0	0	2	2
民俗文化財	0	0	2	51	53
記念物	1	7	0	9	17
重要伝統的建造物 群保存地区	0	1	0	0	1
合計	7	134	108	126	376

種 類		国
国登録文化財	建造物	113
	記念物	1
選定保存技術		1

資料：名古屋市教育委員会調べ（令和３年４月１日現在）

¹ 文化のみちエリア 江戸から明治、大正へと続く名古屋の近代化の歩みを伝える多くの建物などの貴重な歴史遺産が残されている名古屋城から徳川園に至るエリア

第3章 文化振興計画2020のふりかえりと課題

本市では、平成29(2017)年1月に策定した「名古屋市文化振興計画2020」を踏まえ、多様な文化事業を実施することで文化の振興に取り組んできました。

その中で、文化芸術に親しむ機会づくりや文化施設の設置目的の達成など成果を挙げた施策がある一方、若手芸術家への支援体制の充実や文化を観光や産業の振興に活用する施策などは課題が残りました。

○名古屋市文化振興計画2020のふりかえり

区 分	主 な 内 容	評 価
文化芸術に親しむ機会づくり	＜文化芸術を享受する機会の充実＞ ・市民だれもが文化に親しみ、豊かな感性をはぐくむ機会づくりの実施 主な事業：市民芸術祭 ・気軽に文化施設へ出向く機会づくりや継続的なアウトリーチ活動の実施 主な事業：指定管理者による施設事業 ＜子ども・青少年の創造性の育成＞ ・将来の名古屋の文化を担う子ども・青少年が芸術家や作品に親しみ、楽しむ機会の提供 主な事業：子ども巡回劇場、子どもアート万博	・文化振興事業団の取り組みや文化庁補助事業などによりしっかりと進めてきている ・子ども・青少年に対する支援を地道に行っている
文化芸術を育て、磨き、伝えていく環境づくり	＜新進芸術家などの創作活動の支援＞ ・若手芸術家に対する制作や発表の機会の提供 主な事業：総合舞台芸術公演、ファン・デ・ナゴヤ、市芸術賞 ＜文化・歴史資源の保存・継承・活用＞ ・名古屋独自の文化・歴史資源を活用したやっとかめ文化祭等の実施 主な事業：やっとかめ文化祭、ストーリーミング・ヘリテージ 台地と海のあいだ	・若手芸術家への包括的支援の体制等が不足している ・名古屋の魅力を再発見する事業に取り組んでいる
文化芸術の多様な価値の活用	＜文化芸術と観光・産業の好循環づくり＞ ・文化・歴史資源を活かした観光振興 ・ユネスコ創造都市ネットワークの活用 ＜文化芸術を活用した都市空間の形成＞ ・まちなかでの文化芸術活動の推進 主な事業：Nagoya POP UP ARTIST、名古屋フィルハーモニー交響楽団まちかどコンサート、アッセンブリッジ・ナゴヤ	・文化を観光や産業の振興に活用する具体的な施策が十分に実施できていない ・都市空間の形成は着実に実績を積み重ねている

区 分	主 な 内 容	評 価
文化芸術を支える基盤づくり	<多様な連携、体制の充実> - 文化を活用し社会課題の解決に結びつけていくための、団体や人材の育成 主な事業：名古屋版アーツカウンシルの調査検討、公募型事業の実施 <文化施設の管理・運営> - 文化の創造発信の拠点、市民の文化活動の場といった各文化施設の設置目的を達成し、効果的な管理・運営を実施	・仕組みづくりの検討段階であり、取り組みが十分に進められていない ・これまでの文化施設の設置目的は一定達成している

○名古屋市文化振興計画2020のふりかえりを踏まえた課題

区 分	内 容
文化芸術に親しむ機会づくり	・これまで文化振興事業団の取り組みや文化庁補助事業などによりしっかりと進めてきているが、市民はより身近な場所で、文化芸術を鑑賞できる機会を求めている ・名古屋の強みである伝統文化や、最新のアートを含め文化芸術に気軽に触れられる環境を整えていく必要がある
文化芸術を育て、磨き、伝えていく環境づくり	・将来の名古屋の文化芸術振興を担う人材や団体をさらに支援し、名古屋らしい歴史や文化芸術を活かした魅力発信の活動、世代やジャンルを超えた交流機会の創出などを支えていく施策と体制づくりが求められる
文化芸術の多様な価値の活用	・文化芸術によって生み出される価値を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などさまざまな分野との連携で好循環を生み出し、都市の力を向上させることが期待されており、必要な支援施策や体制づくりが求められる
文化芸術を支える基盤づくり	・これまでの文化振興事業団による地域に根ざした文化事業の展開、市民の文化活動の支援、芸術家などの育成に加え、新たな文化芸術推進体制など芸術家と市民、企業などを結ぶコーディネーターの存在が重要となっており、そうしたコーディネーターによる新たな文化の力の活用の展開が期待されている ・文化施設の利用率の高さゆえに、公演会場となるホールの確保が困難となるなど、文化芸術の鑑賞機会の損失が発生している ・文化活動の基盤である多数の文化施設間の連携強化と役割分担の明確化が求められている ・多くの文化施設で老朽化が進行しており、長期的かつ計画的な維持補修管理を行っていく必要がある ・新型コロナウイルス感染症の拡大が文化芸術活動にもたらした大きな影響や、近年増加する自然災害等を踏まえ、アーティストや文化芸術関係者に対する支援や、施設整備・管理運営において、非常時を見据えた臨機応変な対応が求められている

○名古屋市文化振興計画 2020 の評価指標の現状値

指 標	策定時	現状値	目 標	出 典
市民の名古屋文化の評価				市政アンケート ・策定年次：H27 ・現状値：R1（ネットモニター）
「文化的なまちだと思う」、「どちらかといえば文化的なまちだと思う」の割合	56.5%	*51.4%	72.4%	
市民の名古屋の鑑賞環境の評価（魅力的な公演や展覧会が多くある）				市政アンケート ・策定年次：H27 ・現状値：R1（ネットモニター）
「そう思う」の割合	5.3%	*17.2% 「ある」の割合 (R2年)	6.9%	
「どちらかといえばそう思う」の割合	33.6%		43.7%	
文化をホール、美術館などで直接鑑賞をした市民の割合（直近3年間）	77.2%	*86.0%	84.9%	市政アンケート ・策定年次：H27 ・現状値：R1（ネットモニター）
名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	68.5%	59.8%	76.0%	市総合計画 2018 ・策定年次：H27 ・現状値：H30 年度 (市総合計画 2023)
文化施設利用率	86.4%	92.1%	90%以上	名古屋市データ ・策定年次：H27 ・現状値：H30
文化施設利用者満足度	98.2%	99.5%	90%以上	
芸術家の数	11,700 人	11,850 人	12,870 人	国勢調査 ・策定年次：H27 (データ：H22) ・現状値：H27
文化関連産業				経済センサス ・策定年次：H27 (データ：H26 経済センサス基礎調査) ・現状値：H28 経済センサス活動調査※
就業者数	29,768 人	*27,687 人	32,700 人	
事業所数	2,941 事業所	*2,738 事業所	3,235 事業所	
市民の文化情報の入手環境の評価（公演・展覧会に関する情報が入手しやすい）				市政アンケート ・策定年次：H27 ・現状値：R1（ネットモニター）
「そう思う」の割合	8.6%	*17.2%	11.2%	
「ある」の割合（R2年）				
「どちらかといえばそう思う」の割合	31.8%		41.3%	

※ *のアンケート・統計データは対象が異なるため、参考値です（経済センサス活動調査は民営事業所（国及び地方公共団体の事業所を除く事業所）のみが対象）

データの対象が異なることに留意する必要がありますが、計画の評価指標をみると、ホール・美術館などで直接鑑賞をした市民の割合、文化施設利用率、文化施設利用者満足度の現状値が策定時より上昇し、目標値を超えています。ただし、これらの指標は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく影響を受ける指標であり、引き続きその動向に注視していく必要があります。

一方で、名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合などは、策定時より低下しており、特に市民の名古屋文化の評価は現状値で 51.4%と、目標値に比べて7割程度の水準にとどまっているなど、市民が名古屋の文化を実感し、シビックプライドを醸成していくには、なお課題が大きいと考えられます。

第4章 文化芸術推進の基本的な考え方

1 基本理念

文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋
～文化芸術の灯を守り輝かせ、豊かな未来を創造する～

名古屋には、古代熱田に芽吹き、徳川家康が土壌を育て、尾張藩主宗春の世に花開かせた芸どころの風土があり、現代でも市民の活発な文化活動などに受け継がれています。

これまで名古屋市は文化芸術の振興に取り組み、この「芸どころ名古屋」に相応しい文化の薫る土壌づくりに努めてきました。

一方、社会構造の急速な変化とともに文化芸術を取り巻く潮流は大きく変わってきています。国が文化芸術基本法の改正や文化観光推進法の制定により、国の文化施策が、これまでの文化芸術の振興のみならず、文化芸術が持つ力を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などさまざまな分野で活用していくことが求められています。

さらに、文化芸術は多様な価値観と出会う機会であるとともに、人々の日常に溶け込み日々の活動における創造性を刺激するものです。創造性が刺激されると、生活に新たな発見が生まれ、活力の向上と豊かな心を育みます。芸術家や愛好家など文化活動をたしなむ人々はもとより、市民、産業界、民間事業者やNPO、教育機関、他都市・近隣市町村等も含め、多様な人々において文化芸術が活用・好循環されることが求められています。

また、本市においても、今も生きる「芸どころ名古屋」の気風、息づく芸事・習い事を始めとする地元根付く大切な文化・歴史資源について、広く市民が親しみを深め、都市を形づくる基盤として価値を高め、磨いていきます。そして、文化芸術の創造を支えるしっかりとした仕組みを構築することによって、多様な都市課題の解決にも活かしていく必要があります。

今後10年間の変化を見据え、名古屋の文化芸術の灯を守り輝かせ、その活用により、さらなる豊かな未来を創造していくための施策の推進を図っていきます。

2 期待される各主体の役割

市民の文化芸術を創造し享受する権利を保障し、文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋として、文化芸術の灯を守り輝かせ、豊かな未来を創造するためには各主体がそれぞれの役割を担うとともに、連携することが必要です。文化芸術は市民が主体的に取り組むもので、市やその他の関係機関は、その活動を支え、つなぐ役割を担います。

○市民

市民は、「文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋」の主役で、豊かな未来を創造する担い手であり、まちの中で暮らしていく生活者です。ひとりひとりの市民がそれぞれの生活の中で文化芸術を楽しみ、磨き、支え、活かしていくことで、文化芸術を実感しシビックプライドを醸成しながら、厚みのある文化芸術の土壌をつくっていくことが期待されます。

○文化関係者

文化芸術に関わる研究者や芸術家、クリエイター、文化団体などは、本市の文化芸術を磨き、活かしていく役割を担っています。作品を創造・継承し、都市ならではの新しい文化芸術を生み出し、まちの創造力を高め、まちの魅力の向上の原動力になるとともに、人々を結び、社会問題の解決につなげていくことが期待されます。芸術家、クリエイター等だけでなく、それを支える劇場の職員や新たな事業を企画し実現していくプロデューサーやディレクター等、様々な人々の総合力により、「文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋」をけん引することが期待されます。

○民間事業者

人とまちの創造力、多様な価値観、デザイン都市の魅力などを活かして、一層魅力あるものやサービスを生み出していくことが期待されます。民間の美術館、ホール、劇場、映画館等は、本市の文化芸術を支える大切な基盤となっています。また、文化芸術関連産業、クリエイティブ産業等に従事する人材の受け皿としての役割を担うとともに、文化芸術活動への支援などを通して文化芸術を振興する役割も担います。

○NPO

文化芸術に関わるNPOとして、創造団体、鑑賞団体、文化芸術関係者のネットワーク、伝統文化の保存・継承団体など様々な活動がみられます。また、教育、福祉、観光、コミュニティづくり等を目的として、文化芸術の力を活用していく活動がみられます。市民、文化関係者、民間事業者等とのネットワークを広げ、NPOが持つ柔軟性、自主性、先駆性、批判性などを活かした諸活動が広がり、名古屋の文化芸術環境の充実につながっていくことが期待されます。

○教育機関

大学や専門学校などでは、文化芸術や関連産業に携わる人材育成、研究を担います。文化芸術活動や文化を活かしたまちづくり活動等の現場に教育機関が参加することで、学術的見地からの文化芸術の効果的な活用が検討されるとともに、将来の文化を担う学生への現場における学びの機会となることが期待されます。初等・中等教育などでは、子どもが文化芸術に親しみ、文化芸術を学び、活動する機会をつくるとともに、豊かな創造性や人間性を育て、生きる力の育成に活用します。

○公益財団法人名古屋市文化振興事業団

文化芸術振興を目的とした専門組織として、豊富な実績と専門知識を有する人材、培われてきたノウハウやネットワークを活かし、名古屋市の文化施策の目標を実現するパートナーとして、芸術家などの育成、魅力ある文化事業の展開などに総合的に取り組む役割を担います。また、市民の文化活動を支え、地域の文化芸術振興の取りまとめ役・サポーター役としてのこれまでの役割をしっかりと果たしつつ、豊富な実績やネットワーク等を活用して、市との密接な連携のもと、「文化の力を多様な分野に活用し社会的課題の解決につなげていく」という新たな文化政策の方向性の実現に向けたコーディネーターとしての役割に加えて、自ら事業を創造・開拓し、実践していく大きな役割が期待されます。

○公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団

交響管弦楽による演奏事業や青少年への指導及び普及事業を実施するとともに、アウトリーチ活動等を通じ、市民の方々に音楽の素晴らしさを体感してもらうなど、本市の音楽芸術の普及向上のけん引役を担います。こうした「市民のためのオーケストラ」としての活動に加え、国際都市名古屋の文化の顔にふさわしい交響楽団として、世界的にも評価される活動が期待されます。

○名古屋市

文化芸術を創造・享受でき、文化的・魅力的な環境をつくるため、制度設計、施策の展開、施設の整備・運営など文化芸術基盤の充実を図ります。他方で、市民が文化芸術に親しみ、その価値を享受することや、この地域の文化芸術を国内外へ発信することにとどまらず、文化芸術による社会的課題の解決につなげるという新たなステージを見据えた取り組みも求められています。そこで、現在の文化政策の潮流である「文化芸術の多様な価値を活かして未来をつくる」という取り組みを推進するため、市文化振興事業団と連携しながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などさまざまな分野において文化芸術の力を活用して地域の発展につなげるとともに、様々な主体の人・団体の連携・交流の促進、民間で取り組むことが難しい公益的・創造的な活動の支援に取り組めます。さらに、市の様々な施策の推進における文化的視点に配慮すると同時に、愛知県をはじめ近隣の自治体との連携と機能分担に取り組めます。

3 四つの視点

親しむ

これまでの取り組みをよりしっかりと進め、だれもが等しく市民が身近な場所等で文化芸術の鑑賞や体験等に触れ、親しむ機会をつくることにより、文化芸術がもつ、生活に楽しみや彩りをもたらし、心の豊かさや想像力を育む力をさらに伸ばしていきます。

磨く

文化・歴史資源等を再発見し、この地域の強みでもある盛んな文化芸術活動を磨き上げていくことで、創造活動の充実や名古屋の文化や歴史に対する市民の誇り・愛着を高めていきます。

活かす

新たな文化施策の潮流である「文化の力を活かす」取り組みを積極的に進め、文化芸術の創造力をもって、観光・産業との好循環やまちづくり、社会包摂等多様な課題に対応し、文化芸術による都市力の向上を図っていきます。

支える

文化芸術関係者がこの地域に集い、活動したくなる環境を整え、多様な活動が高いレベルで盛んに行われるようにしていきます。新たな文化芸術の活用を含め、しっかりと支援する推進体制の構築、また安心安全で使い勝手の良い、優れた文化施設の整備と適切な管理など、文化芸術活動を支えるソフト・ハード両面の取り組みを進めていきます。

4 三つの重点項目

新たな文化芸術推進体制の構築（名古屋版アーツカウンシル）

ユネスコ・デザイン都市なごや／ユネスコ創造都市ネットワーク

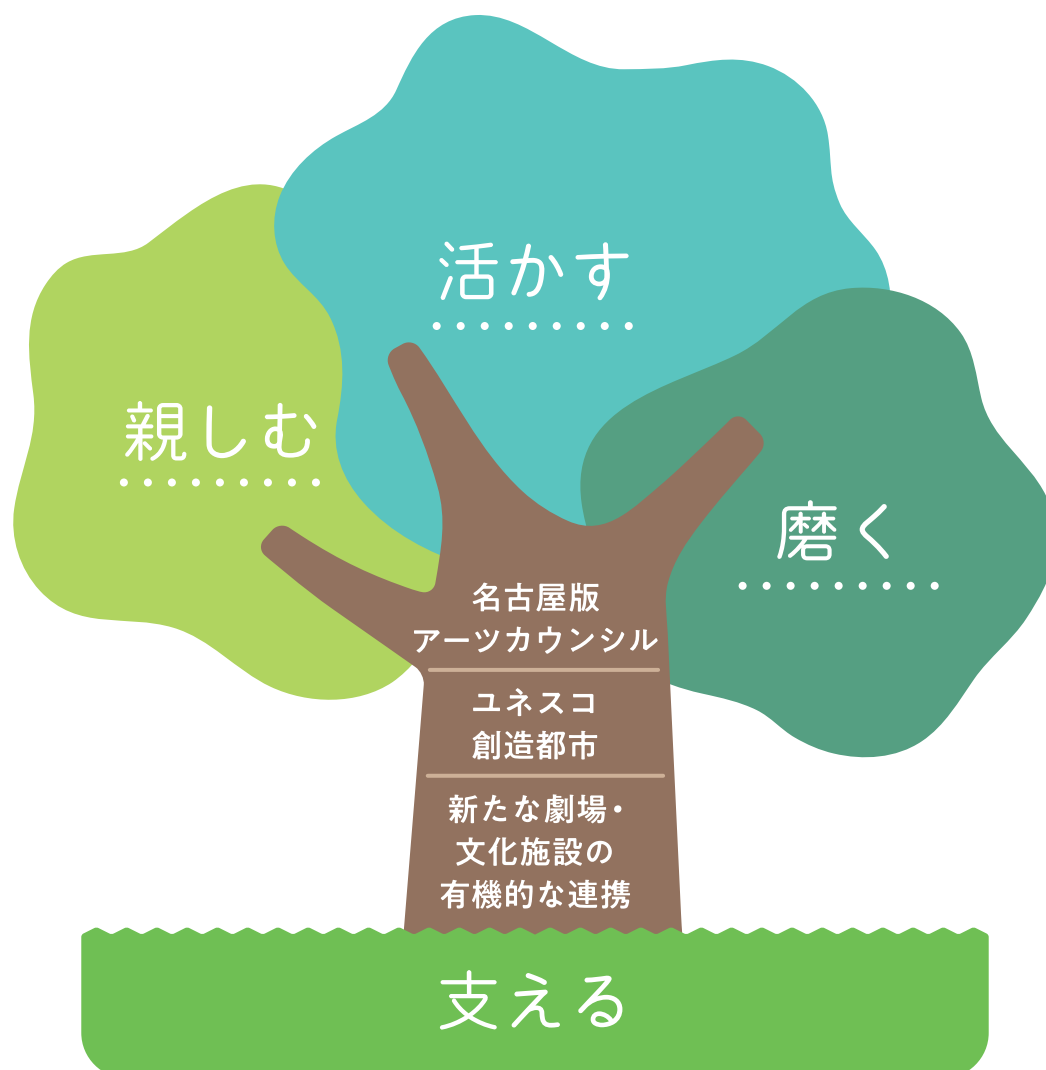
新たな劇場の整備（市民会館の改築）と文化施設の有機的連携

第5章 施策の展開

第4章の文化芸術推進の基本的な考え方や今後の重点項目を踏まえ、計画期間である概ね10年先を見据えた取り組みを進めます。

文化芸術がもたらす多様な価値観や創造性は、都市活力の向上と豊かな心を育みます。文化芸術を取り巻く潮流が変化する中で、芸術家や愛好家など積極的に文化芸術に携わる人々はもとより、よりよい生活や地域社会を望む市民、付加価値の高い商品等の開発に取り組む産業界、様々な社会的課題の解決に取り組む民間事業者やNPO、教育機関、他都市・近隣市町村等も含め、多様な人々において、文化芸術が持つ力が、教育、福祉、まちづくり、産業、観光など様々な分野で活用・好循環されることが求められています。

幅広い市民が文化芸術に**親しみ**、文化芸術活動や文化・歴史資源を**磨き**、しっかりとした推進体制や文化施設がそれらを**支え**、文化芸術をまちづくりに**活かしていく**「文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋」としての取り組みを積極的に進めます。





<親しむ>

年齢、障害の有無、国籍、経済的な状況、居住する地域などに関わらず、だれもが等しく文化芸術を鑑賞・体験等ができる機会の拡大を図ります。また、次世代を担う子ども・青少年が文化芸術に触れ、豊かな感受性や創造性等を養う機会の充実を図ります。国内外の人々が文化芸術情報を得られるよう、高度情報通信技術の急速な普及・発達を踏まえ、イベント・ロコミ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）も含め多様な方法で幅広い文化芸術情報の収集・発信を図ります。

（１）文化芸術を享受する機会の拡大

市民だれもが幅広く、文化芸術に親しみ、豊かな感性を育むことができるように、気軽に文化施設へ出向くことができる機会づくりや、文化小劇場などを拠点とした継続的なアウトリーチ活動、まちなか展開等、身近な場所で様々な文化に出合うことができる機会の充実を図ります。また、外国人市民等にも等しく文化芸術活動に触れられるようパンフレットや案内等の多言語化を目指します。

その際には文化芸術を鑑賞するだけでなく、体験したり作品の理解を促したりする仕掛けなど、わかりやすく楽しんでもらえるよう工夫し、地域の歴史文化や生活文化を新たに発見・開発することで、シビックプライドを醸成し、地域力の向上を図ります。

● 取り組み

- 文化施設での公演・展示を行う機会づくり
- パンフレットや案内等の多言語化
- アウトリーチ活動、まちかど展開など身近な場での体験の機会づくり
- 地域の歴史文化や生活文化を新たに発見・開発する取り組みの推進

◆ 主な取り組み ◆

○アウトリーチ活動、まちかど展開など身近な場での体験の機会づくり

様々な理由により文化施設に足を運ぶことが難しい市民や、これまであまり文化施設に足を運んだことのない市民に向けて、文化芸術に触れ、享受する機会を提供するため、教育機関、福祉・医療施設、高齢者施設、児童施設等でのアウトリーチ事業を積極的に推進するとともに、各事業において対象者や成果を想定しながら効果的に取り組みます。また、より多くの市民が文化芸術に親しめるように、まちかどでの展開など身近な場での触れる機会づくりに努めます。



施設のアウトリーチ活動

（２）子ども・青少年の創造性・人間性の育成

将来の名古屋の文化芸術を担う子ども・青少年が、芸術家や作品に親しみ、楽しむ機会をつくるため、対象となる子どもの成長に応じた効果的な事業を体系的に実施します。

また、文化芸術を通じて、子ども・青少年たちの感性を刺激し、コミュニケーションを促しながら、豊かな創造性や人間性を育てる取り組みを行うとともに、そのような文化芸術を支えるすそ野の拡大を図ります。

● 取り組み

- 子どもが文化芸術に触れる機会の創出
- 子ども・青少年の活動・発表・交流の場の提供・支援

◆ 主な取り組み ◆

○子どもが文化芸術に触れる機会の創出

子どもが気軽に文化芸術を体験・鑑賞する機会として、これまで実施してきた「子どものための巡回劇場」を継続して実施するとともに、「親子デザインワークショップ」などの文化芸術体験事業の拡充を図ります。



移動音楽教室



親子デザインワークショップ



子どもアート万博



子どものための巡回劇場

(3) 国内外に向けた情報発信力の強化

市民が様々な文化情報を得ることができるように一元的に情報を収集し、利用目的を踏まえて編集し、多様なメディアやイベントを利用して広く発信します。また、ユネスコ創造都市ネットワーク、姉妹都市をはじめ国内外のネットワークや各種の展覧会などを利用し、名古屋の文化芸術の魅力を全国・海外へ情報発信します。

その際には、SNSなどを活用し、共有しやすい情報の提供を図ることで、市民・芸術家・来訪者による主体的な情報の発信を促します。また、それらの情報は文化資産として次の世代まで残すため、アーカイブ化を進めます。

● 取り組み

- 文化情報の一元的集約及び編集
- 文化情報の国内外への発信
- 市民が情報を共有できるネットワークづくりの支援
- 文化情報のアーカイブ化

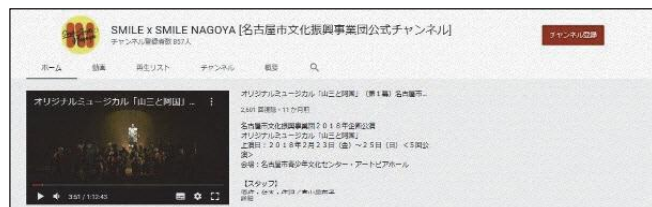
◆ 主な取り組み ◆

○文化情報の国内外への発信

文化芸術の情報を集約し、整理したものを広く市民に提供するために、ウェブサイトなど情報媒体を強化します。また、市民や文化関係者が主体的に名古屋の魅力となる文化情報を共有し、発信する取り組みを支援します。



ナゴヤ・アーティスト・エイドウェブサイト



名古屋市文化振興事業団 YouTube



なごや文化情報



名古屋フィルハーモニー交響楽団 SNS

人材の発掘・育成、活動の場の提供など、新たな価値や魅力の源泉となる文化芸術創造活動の支援に取り組みます。また、市民の文化芸術に関する練習・創作・発表・交流環境の充実を図るなど、市民の主体的な文化活動を支援します。本市ならではの文化・歴史資源の保存を図るとともに、地域の伝統文化等への市民の参画を通じ、その継承や活用を図ります。

このように、芸術家はもとより市民ひとりひとりの創造性を高め、芸どころ名古屋の豊かな土壌を受け継ぎ、より豊かに発展させていくとともに、取り組みを通じて市民のシビックプライドの醸成を図ります。

(1) 創造活動の支援

新たな文化芸術を創造していく、未知数の可能性のある若手芸術家やクリエイターに創作や発表などの機会を提供するとともに、公募による国内外の作品の募集・表彰に取り組めます。特に、地元の様々な芸術家が団体やジャンルの枠を超えて協力する作品制作や都市間の交流を促す作品発表の支援など、横断型の創作活動の機会を提供します。

● 取り組み

- 新進芸術家などの支援
- コンペティションなどの開催
- 文化芸術活動への表彰・顕彰

◆ 主な取り組み ◆

○新進芸術家などの支援

新進芸術家に対する活動の場の提供として、ファン・デ・ナゴヤ美術展などの公募型の展示会や、演劇や舞踊、音楽などの舞台芸術創造事業を実施します。

また、総合舞台芸術公演など名古屋らしさを意識した創作に取り組み、芸術家の育成を図るとともに、ロングラン公演や市外での上演などを企画します。



ファン・デ・ナゴヤ美術展



総合舞台芸術公演

(2) 市民文化活動の支援

市民の文化活動が一層活発になり、芸術性や技量の向上を図るために、練習・創作・発表・交流・情報発信など文化活動をしやすい環境づくりに取り組みます。その際には、まちなかの空間を有効活用するとともに、近隣都市やその文化施設との広域的な連携を進めます。

また、作品の解説、事業の企画・運営などに携わる市民ボランティアの育成に取り組みます。

● 取り組み

- 市民文化活動への助成・助言
- まちなか空間の活用
- 地域における文化活動の練習・創作・発表・交流機会の充実

◆ 主な取り組み ◆

○地域における文化活動の練習・創作・発表・交流機会の充実

文化活動の多様化に対応し、発表・活動が行いやすい環境を整えます。交流機会を充実させ、世代やジャンルを超えたコラボレーションによる文化活動を支援します。

また、市民が都市の魅力を深掘りする文芸や美術などの公募型事業の実施や発表の場の提供を行います。



市民の「第九」コンサート



NAGOYA GROOVIN' SUMMER



みずほコペレッタ



千種区女性芸能祭

(3) 文化・歴史資源の保存・継承・活用

歴史分野に関するまちづくりの基本方針である「名古屋市歴史まちづくり戦略²」に基づき、地域の歴史資源を活かした都市環境の維持・形成に向けた歴史ある町並みの保全を図るなど、文化・歴史資源の保存・継承・活用を促進します。

特に、歴史的建造物や歴史的町並みなどの文化・歴史資源を活用し、名古屋の魅力を再発見する事業に取り組むとともに、歴史的建造物を文化芸術の発表の場や商業・展示などに活用したり、平成 28 年度に重要伝統的建造物群保存地区に選定された有松地区や、名古屋城の魅力の向上と情報発信を図ります。

● 取り組み

- 名古屋独自の文化・歴史資源を活用したやっとかめ文化祭等の実施
- 歴史的建造物や歴史的町並みの保存・活用
- 重要伝統的建造物群保存地区の魅力向上・発信
- 名古屋城を核とした魅力づくり
- 文化面での広域連携

◆ 主な取り組み ◆

○名古屋独自の文化・歴史資源を活用したやっとかめ文化祭等の実施

名古屋独自の文化・歴史資源を活用する等、芸どころ名古屋に根ざしたイベントを実施し、都市の魅力の再発見や情報発信を図るやっとかめ文化祭を継続して実施します。



やっとかめ文化祭 まちなか芸披露



重要伝統的建造物群保存地区（有松絞祭り）



ストーリーミング・ヘリテージ | 台地と海のあいだ



名古屋城ピクニックコンサート

² 名古屋市歴史まちづくり戦略 地域の歴史的資源を活かした魅力的な都市環境の維持・形成に向けて、「歴史分野に関するまちづくりの基本方針」として、平成 22 年度に策定したもの

<活かす>



文化芸術を活用して市民や地域が直面する課題解決に取り組むとともに、ユネスコ創造都市として国内外の都市との連携を深めながらデザインの創造と活用を推進します。

また、文化芸術と観光、国際交流、産業との密接な連携を図り、文化芸術、観光、経済の好循環の創出に取り組みます。まちの中においても、芸術や歴史を実感する場や空間をつくったり、様々な主体と協働して文化芸術の力を活用した活力ある地域づくりを進めるなど、文化芸術を活かしたまちづくりに取り組みます。

(1) 社会的課題の解決への活用

文化芸術の持つ力を市民力・地域力の育成や社会的課題の解決に結びつけていくために、教育、福祉、地域の活性化やコミュニティの形成・再生などに文化芸術を活用していきます。

各区に整備した文化小劇場を活用したまちづくり事業や、行政課題を意識したワークショップなどに様々な主体と連携して取り組みます。特に、文化小劇場のハブ機能を充実させ、文化芸術を活かしたまちづくりを行うNPOなどとの関係構築を図ります。

● 取り組み

- 文化芸術を活かしたまちづくりに取り組む人材や中間支援組織の支援
- 文化芸術による社会包摂・地域の活性化

◆ 主な取り組み ◆

○文化芸術による社会包摂・地域の活性化

文化芸術を活かした社会包摂、文化芸術と社会的課題が結びついた事業等を支援します。また、未利用施設を活用し、アートとまちづくりをつなげる活動など、他分野の施策との連携を図ります。



アッセンブリッジ・ナゴヤ

（２）観光・産業との好循環

豊かな感性や新たな発想を持つ人材や情報の集積を商品やサービス開発に活かして付加価値を高めていく流れをつくるとともに、そのような都市環境が、芸術家やクリエイターの活動を支えていく基盤となるなど、文化芸術と産業の好循環を創出していく創造都市施策に取り組みます。

文化観光推進法に基づき、名古屋城等の観光拠点となる文化・歴史資源や、文化芸術イベント等においては、観光客を視野に入れた積極的な情報発信や多言語化等の環境整備を行うとともに、観光関係事業者等とも連携し、地域一体となった文化観光に取り組みます。

また、文化芸術活動を支える産業の振興や人材育成など、文化資源の発掘・育成・発信において、観光や産業分野と連携して取り組みます。

市政アンケートによると、メディア芸術（映画、マンガ、アニメなど）は芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など）に次いで、文化芸術で興味のある分野であることから、メディア芸術の活用を図ります。

金山南ビル美術館棟（旧名古屋ボストン美術館）については、美術館・博物館用途での短期貸付による暫定利用を通じて、文化芸術の推進や金山地区の賑わいづくり、観光の推進に資するような今後の利活用の検討を進めます。

● 取り組み

- 観光客や訪日外国人を視野に入れた文化芸術イベントの開催支援
- 文化・歴史資源を活かした文化観光の推進
- クリエイティブ産業や文化芸術活動を支える産業の振興
- メディア芸術の活用
- 金山南ビル美術館棟（旧名古屋ボストン美術館）の利活用

◆ 主な取り組み ◆

○文化・歴史資源を活かした文化観光の推進

文化・歴史資源、文化芸術イベントにおいて、観光客を視野に入れたパンフレットの作成や多言語化を目指します。

また、観光や産業など他分野との連携した取り組みを行います。



ストリーミング・ヘリテージ | 台地と海のあいだ

(3) 文化芸術を活かしたまちづくり

文化芸術活動がまちなかで展開されることで、まちににぎわいをもたらし、日々の創造的活動が刺激され、都市の魅力を高めます。公演やイベントの開催において、やっとかめ文化祭やアッセンブリッジ・ナゴヤでのノウハウを活かし、まちや場の持つ雰囲気など空間の力を活用するとともに、創造的な活動を行う様々な人材が集積し、情報交換し、刺激し合う場の整備や連携を図ります。

また、市民や民間事業者などと連携しながら、都市整備に合わせた民間施設への文化的機能の導入、イベントなどに活用できる広場や空間の整備などに取り組みます。

● 取り組み

- まちなかでの文化芸術活動の推進
- 名古屋駅、栄駅、金山駅地区などのまちづくりにおける広場や公共的な空間の創出・活用
- 芸術家などが集まる場づくり

◆ 主な取り組み ◆

○まちなかでの文化芸術活動の推進

まちなかで気軽に文化芸術に親しめる Nagoya POP UP ARTIST を推進するほか、名古屋フィルハーモニー交響楽団と連携してまちかどコンサートなどを実施します。



Nagoya POP UP ARTIST



アッセンブリッジ・ナゴヤ



駅ピアノ



まちかどコンサート

<支える>

名古屋市文化振興事業団をはじめとした多様な連携の推進、文化芸術を支える人材の育成などを通じて、当地域の文化芸術活動が持続的に発展・拡大する基盤づくりに取り組みます。文化施設については、安心・安全に管理・運営し、適切な維持保全や改修、改築を実施します。

(1) 多様な連携、体制の充実

本計画を総合的に推進していくため、文化、産業、観光、都市計画、教育、子ども、歴史などの各部局との連携を進め、市役所内だけでなく、本市の文化施策を実現するパートナーである名古屋市文化振興事業団との連携を強化します。

また、観光や産業分野も含めて民間事業者や中間支援組織などとの連携を図ります。

文化芸術にかかる事業予算を確保するために、文化庁や芸術文化振興基金の助成事業などの積極的な活用を促すとともに、ネーミングライツや文化振興事業積立基金制度の活用など、寄附文化の醸成に努めます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための文化事業の自粛等における文化芸術関係者のウェブ上での作品配信等の支援や、災害時や経済危機等に伴う事業縮小等の非常時における各種支援情報の提供、相談・支援体制を整えます。

● 取り組み

- 名古屋市文化振興事業団、名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携強化
- 多様な連携を図る意見交換の実施
- 文化庁・芸術文化振興基金などの制度の活用
- ネーミングライツ、助成財団など民間活力の活用
- 文化振興事業積立基金制度の活用
- 非常時におけるアーティストの相談・支援

◆ 主な取り組み ◆

○名古屋市文化振興事業団との連携強化

名古屋市文化振興事業団は、芸術家や文化団体などのネットワークを活かし、専門組織として大きな役割を担っています。引き続き管理、運営、事業などを実施することにより、本市の文化政策を推進するパートナーとして、文化芸術を活かした社会的課題へも連携して取り組みます。

○名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携強化

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、中部・東海地方を代表するプロオーケストラで、国内外への名古屋の魅力発信、市民の文化芸術を享受する機会の拡大において大きな役割を担っています。引き続き魅力向上のための支援を行い、質の高い公演を目指すとともに、海外公演やメディアでの配信を積極的に行うなど、世界に向けた情報発信の強化に取り組めます。



(2) 文化施設の整備、管理運営

文化施設は、文化芸術の創造発信の拠点であり、市民の文化活動や生涯学習活動の場です。さらには地域と密着し、社会的課題に取り組んでいく拠点にもなります。

文化施設を安心・安全に管理・運営し、快適な利用環境を整えるため、適切な維持保全や改修、改築を実施します。

各施設の設置目的を達成するため、劇場法等を踏まえた効果的な文化施設の管理・運営を行います。特に、質の高い事業や普及啓発の実施、専門的人材の養成・確保などを円滑に行うため、指定管理者制度の運用にあたっては、適切な選定方法や評価方法等の検討を実施します。

その他、今後の施設整備、管理運営にあたっては、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を教訓とした感染症拡大防止策や、近年増加する自然災害等の非常時の対応策等も想定の上で検討します。

● 取り組み

- 文化施設の適切な維持保全・改修・改築
- 劇場法などを踏まえた文化施設の管理・運営
- 文化施設における指定管理者制度の適切な運用
- 非常時の対応等を想定した施設の検討

◆ 主な取り組み ◆

○文化施設の適切な維持保全・改修・改築

市内文化施設の多くで、経年等による不具合や設備等の故障が頻発しています。利用者にとって安全で快適な環境を整え、文化活動を支える基盤としての役割を果たすため、文化施設の計画的かつ適切な維持保全や改修、改築を行います。



公会堂

昭和 5 年 10 月 10 日開館

～歴史的な景観を維持し、平成 29 から 30 年度
にかけて建物の耐震化等の改修を実施～



芸術創造センター

昭和 58 年 11 月 3 日開館

～開館から 37 年が経過し、老朽化が進行～



演劇練習館 (アクテノン)

平成 7 年 12 月 1 日開館

～稲葉地配水塔、中村図書館としての利用を経て、
演劇を中心とした舞台芸術の練習専用施設へリノー
ーション～



昭和文芸小劇場

平成 28 年 12 月 14 日開館

～避難所としての防災機能も想定して整備された、文化小劇場の中で最も新しい施設～

第6章 豊かな未来を創造する三つの重点項目

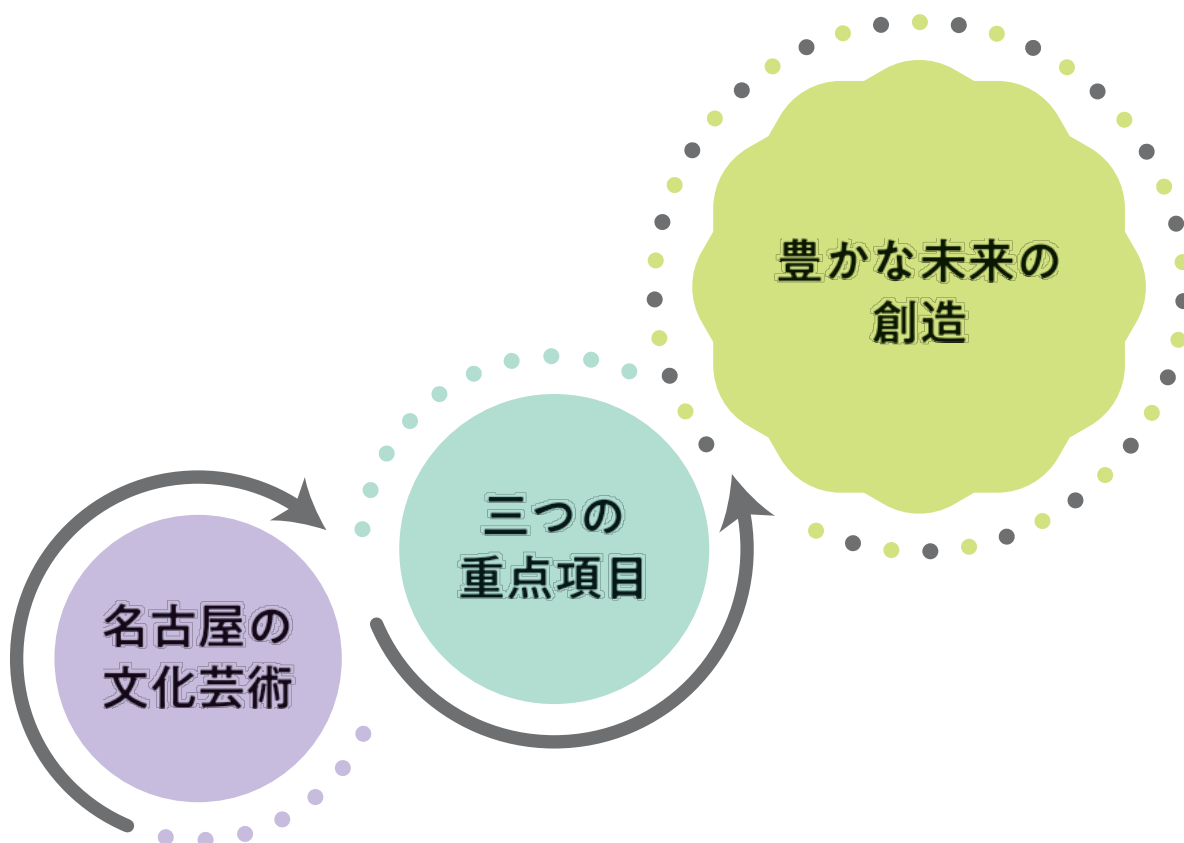
第3章の文化振興計画2020のふりかえりと課題を踏まえ「文化芸術が活きるまち・芸どころ名古屋～文化の灯を守り輝かせ、豊かな未来を創造する～」を基本理念とし、本市の文化芸術を発展させるにあたり、今後10年先を見据え、三つの事業を重点項目としました。

一つ目は、新たな文化芸術推進体制の構築（名古屋版アーツカウンシル）です。文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、専門性を有した人材による支援・調査・企画を循環的に作用させるとともに、様々な主体との連携・協働を推進するための基軸と考えています。

二つ目は、ユネスコ創造都市ネットワークです。国内外の都市と連携を結び、その国際的なネットワークを通じて相互に経験・知識の共有を図り、人材の育成と新たな創造産業の創出、都市の活性化及び都市の魅力の発信を担います。

三つ目は、新たな劇場の整備（市民会館の改築）と文化施設の有機的連携です。老朽化が著しい市民会館について、改築に向けた検討を進め、新たな劇場として整備するとともに、新たな劇場を名古屋の文化芸術発信のための中核施設に据え、他の文化施設と有機的に連携しながら、文化芸術のすそ野拡大（劇場文化の浸透）を目指します。

これら三つの事業は、「親しむ」「磨く」「活かす」「支える」の四つの視点すべてに関連する役割も担っており、この重点項目を中心に、本市の文化芸術を発展させることで、豊かな未来の創造に取り組んでいきます。



1 新たな文化芸術推進体制の構築（名古屋版アーツカウンシル）

名古屋圏を代表する都市として、創造都市の視点と文化芸術の他分野への活用や、広域的な連携を支援する専門的な人材の育成と確保に戦略的に取り組むことが重要です。

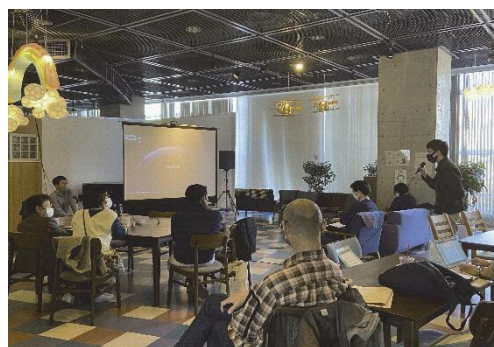
名古屋版アーツカウンシルでは、文化芸術の専門家の知見を生かし、市の文化政策全般に対する助言・提言を行う文化芸術評議会を設置します。

この評議会による助言・提言をもとに、文化芸術活動への支援や文化芸術の他分野との連携について専門性を有した人材を配置し、支援・調査・企画を循環的に作用させるとともに、様々な主体と連携・機能分担を図り、それらをコーディネートする人材を育成・輩出するシステムの構築を目指します。

<令和2年度名古屋市文化施策推進体制準備委員会の試行実施事業>



文化芸術活動連携支援事業



文化芸術活動支援のための勉強会

<名古屋版アーツカウンシルの三つのミッション>

高度人材の専門的かつ長期的な視点による支援・評価・調査研究等を通じ、より効果的かつ高いレベルでの名古屋の文化振興及び魅力向上を図るため、新たな文化芸術の推進体制（名古屋版アーツカウンシル）を立ち上げ、以下のミッションに取り組みます。

（１）文化政策にかかる市への提言機能の強化

客観的な助言・提言・評価

民間人を中心とした文化芸術評議会を設置し、市の文化政策全般に対する助言・提言を行います。

（２）文化芸術と他分野の連携・波及効果の創出

社会課題を解決しながら実験的事業を実施

様々な社会課題がある中、文化芸術を他分野に活用し、課題解決に取り組む活動を支援するとともに、先駆的な事業を企画立案・試行実施します。合わせて、他分野との連携を促進する人材（コーディネート人材）を育成します。

（３）文化芸術団体・芸術家への専門的見地からの支援

専門人材による伴走型支援

現場の文化芸術団体・芸術家の生の声や意見を吸い上げ、実情を把握した上で実行力のある支援を行います。

〈 アーツカウンシルとは 〉

アーツカウンシルという仕組みは第二次世界大戦直後の 1946 年に英国で誕生しました。日本語では芸術文化評議会などと訳され、欧米諸国やシンガポール、韓国など世界各地で設置されており、一概に定義するのは難しいですが「文化芸術に対する助成を基軸に、行政と一定の距離を保ちながら（＝アームズ・レングスの原則）、文化政策の執行を担う専門機関」とされています。

日本では、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」（平成 23 年）に「日本版アーツカウンシル」の導入が示された後、第 4 次基本方針及び「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」（平成 27 年）において、その本格導入と、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会での文化プログラムの実施を契機とした、都道府県、市町村などにおける将来的な地域版アーツカウンシルの創設の推進が示されました。

こうした動きを踏まえ、東京、横浜、浜松、大阪、新潟など全国各地で取り組みが進んでいます。しかしながら、地域の文化施策推進体制、いわゆる「地域版アーツカウンシル」の目指すべき姿については各地域の課題に即した組織体系や適切な支援・振興対象などの在り方を検討する必要がある、また各地での取り組みにおいて生じる課題には地域差が大きく、推進体制の構築に当たっては様々な組織が連携し、それぞれの事例や課題を基にした解決策を導き出すことのできる持続可能な仕組みづくりが求められています。

2 ユネスコ・デザイン都市なごや／ユネスコ創造都市ネットワーク

〈デザイン〉

名古屋市会が市政 100 年を迎えた平成元（1989）年に発した「デザイン都市宣言」は、多くの市民の共感を得て「まちづくり」、「ものづくり」、「ひとづくり」に向けた市政の強い指針となりました。デザインは、平和な時代が永続することを願い、新たな生活文化の創造と人類が営々と積み重ねてきた知恵と技術を結ぶヒューマニズムです。

「デザイン都市宣言」以降、地元の産業界、デザイン団体、教育機関との協働により、世界 3 大デザイン会議（プロダクト・インテリア・グラフィックの 3 分野）・世界デザイン博覧会の開催や国際デザインセンターの設立、市民・企業のデザイン意識の普及啓発、若手デザイナーの育成など、デザインを核とした市政運営に取り組んできました。

〈創造都市〉

本市は平成 20（2008）年には、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「創造都市ネットワーク（デザイン分野）」への加盟が認定されました。このネットワークは、文化の多様性の保護を重視しているユネスコが、創造的・文化的な産業の育成、強化によって都市の活性化を目指す世界の各都市に対し、国際的な連携・相互交流を支援するものです。

また、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進し、日本における創造都市の普及・発展を図ることを目的として、平成 25（2013）年に設立された創造都市ネットワーク日本（CCNJ）に加盟し情報交流に努めています。特にコロナ禍においては、いち早く文化・芸術産業関係者に向けたオンライン討論会「ResiliArt（レジリアート） | 危機を超えるアーティストと創造性」が開催され、その後、世界各地でアーティストと専門家によって新たな文化政策や支援の在り方について模索し、取り組み事例を共有しました。本市ではクリエイティブ・カフェの開催やラボの活用などにより、世界の文化活動の動向や知恵を共有し、地域特有の創造力と革新的アイデア、都市の魅力を発信していきます。



クリエイティブ・カフェ



ストリーミング・ヘリテージ | 台地と海のあいだ

〈 SDGs 〉

国際連合（UN）の掲げる持続可能な開発目標（SDGs）に向けた経験、知識、優れた取り組みを共有するとともに、教育（人材育成）、文化政策、創造産業など、文化や開発のプロセスの多様性を世界の都市レベルで維持するという創造都市ネットワークの目標を基礎とした取り組みを進めます。合わせてネットワークが最も重視する SDG11 の「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする」という目標に沿って、文化芸術の創造性や革新的なアイデアをまちづくりや新たな産業などの他分野に活かす取り組みを進めていきます。

〈 未来にむけて 〉

創造性を都市の持続的な発展にどのように活かすかについて、また持続可能性の長期戦略について SDGs 2030 の精神に基づき、地域、国内、国際的なレベルで目標達成の状況を理解し、地球規模の課題を都市の課題として捉え、その解決に向けて、自ら行動を起こす“ちから”を身につけることを目指します。

また、デザインは都市を構成するあらゆるものを支えています。公園、公共スペース、サインージ、文化施設やスポーツ施設、住まい、交通機関やシステムなどのモビリティ、職場の機器や環境など、本市はデザイン都市として、生活の質を高めるためにデザインの視点を重視し、豊かな都市生活を育んでいきます。デザインの質を高めることは私たち個人、または集団での日々の都市での生活、仕事環境に直接の影響を与えます。

今後は、地域の文化芸術団体や経済団体、教育機関、アーティスト、デザイナー等相互の連携をさらに促進するとともに、国内外のネットワーク加盟都市との交流事業やデザイン等をテーマとしたワークショップ、クリエイティブ・カフェなどの人材育成事業等の実施を通じ、デザインの視点や文化芸術の創造性を活かした持続可能なまちづくりと社会的課題に対応する取組みを推進します。



3 新たな劇場の整備（市民会館の改築）と文化施設の有機的連携

老朽化が著しい市民会館について、改築に向けた検討を進め、新たな劇場として整備します。新たな劇場の整備にあたっては、単なる老朽化した建物の改築（建て替え）にとらえず、名古屋の文化芸術発信のための中核施設となることを目指すため、効果的な運営主体や事業のあり方、専門人材の配置の必要性等について検討を進めます。また、新たな劇場を中心に施設間の有機的な連携を図ることにより、鑑賞・創造・発表・交流など市民が文化芸術にふれ、文化活動をしやすい環境を作り、名古屋の文化芸術を支える基盤を形成します。

〈 市民会館の改築 〉

市民会館は開館から48年が経過し、施設の老朽化が著しく、電源や空調・給排水設備など施設の基幹部分にかかる故障や不具合が多発しています。併せて、バリアフリーや隣接するホール間の防音・防振性能が不十分であるなど、利用者の快適性や利便性にかかる施設構造上の課題も抱えています。



市民会館 東面

また、近年、愛知厚生年金会館や愛知県勤労会館をはじめ、市内の大中規模ホールの閉館が相次いだ影響もあり市内文化施設の利用率は常に高い水準で推移しており、特に大中規模ホールに対する需要が高まっています。

そこで、本市では市民会館の抱える課題を克服するとともに、慢性的な劇場不足を解消し文化芸術を推進するため、整備検討懇談会を設置し（令和元年度）、整備方針等について検討を進めています。この懇談会においては、【鑑賞型施設】という現行の位置づけを踏まえながら、新たな劇場の位置づけや役割、他の文化施設とのすみ分けや連携、整備や運営方針について議論を重ね、整備基本構想の策定を目指しています。

〈 新たな劇場の役割や位置づけ 〉

新たな劇場の主な役割としては、より多くの人々の興味が誘発される公演の上演施設であることや、市民の多様な文化活動を促進し、名古屋の文化芸術発信のための中核施設となること、さらに「開かれた劇場」として日常的に多様な人々が集い、賑わいを生み出す新たな交流拠点となることが検討されています。

また、国内外からのデスティネーションであるとともに、市民の誇りとなるようランドマーク性を兼ね備えることを目指します。

これらの役割を効果的に果たす運営主体や事業のあり方、専門人材の配置の必要性、整備手法等についてさらに検討を進め、市民の文化芸術を支える基盤を形成します。

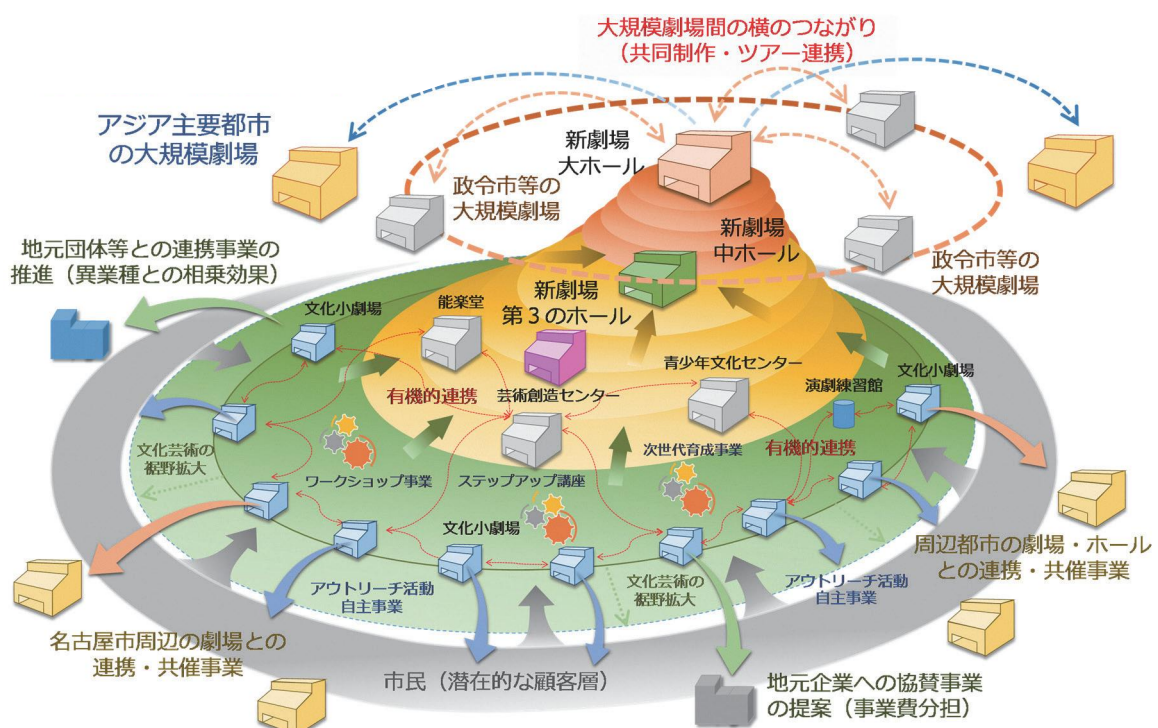
〈 中核施設としての新たな劇場と他の文化施設との有機的連携 〉

整備検討懇談会において、新たな劇場の果たすべきミッションとして「文化芸術のすそ野拡大」を掲げています。文化芸術のすそ野の拡大のためには、市内文化施設それぞれの設置目的や役割分担をより明確にし、相互に連携を図りながら事業や運営を展開していくことが重要です。

そこで本市では、新たな劇場を市内文化施設の中心に据え、施設間の有機的な連携を図ることで、文化芸術に対する市民の興味・関心を広げ、文化団体等の多様な文化活動の促進を図るとともに、それぞれの施設の機能がより一層向上するような仕組みづくりを検討します。例えば、事業においては、【創造発信型施設】である芸術創造センターや青少年文化センターなどで創造された文化活動が、中核施設である新たな劇場へと集約され、市民文化がより活発に発信される流れや、反対に、新たな劇場で形成された芸術文化が、文化劇場などの地域拠点を通じて市民の身近なところへと広がっていくような展開の構築が考えられます。

また、市内の文化施設のみならず、他都市の文化施設や地元団体・教育機関等との連携についても検討します。

○新たな劇場と他の文化施設との有機的連携と文化芸術のすそ野拡大のイメージ



第7章 評価方法

本計画の推進にあたり、前計画からの継続性等を踏まえ、評価指標を以下のとおり設定します。評価指標の達成状況の把握や指標を踏まえた評価については、所管課である文化振興室が実施をします。さらに、計画全体の総合的な評価については、今後設置を予定している文化芸術評議会（P42 に記載）において実施する仕組み・体制を検討していきます。

○計画全体の評価指標一覧

	指 標	現状値	目 標	出 典
全 体	市民の名古屋文化の評価 「文化的なまちだと思う」、「どちらかといえば文化的なまちだと思う」の割合	51.4%	62%	ネットモニターアンケート ・現状：R2
重 点 項 目	名古屋版アーツカウンシル 支援件数	5 件／年 (R2 試行時)	50 件 (累計支援件数)	名古屋市データ
	ユネスコ創造都市ネットワーク ネットワーク交流事業件数	4 件／年	30 件 (累計事業件数)	
	文化をホール、美術館などで直接鑑賞をした市民の割合（直近3年間）	86.0%	89%	
親 し む	市民の名古屋の鑑賞環境の評価 (魅力的な公演や展覧会がある)	17.2%	20%	ネットモニターアンケート ・現状：R2
	市民の文化情報の入手環境の評価(公演や展覧会に関する情報が入手しやすい)	17.2%	20%	
磨 く	芸術家の数	11,850 人	12,870 人	国勢調査 ・現状：H22
	名古屋独自の歴史や文化に根ざした事業（やととかめ文化祭）の認知	27.1%	30%	ネットモニターアンケート ・現状：R2
活 か す	名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	59.8%	78%	市総合計画 ・現状：H30
支 え る	文化施設利用率	92.1%	90%以上	名古屋市データ ・現状：H30
	文化施設利用者満足度	99.5%	90%以上	
	文化関連産業			経済センサス ・現状値： H26 経済センサス基礎調査（上段）、H28 経済センサス活動調査（下段）※
	就業者数	29,768 人 (27,687 人)	32,700 人	
	事業所数	2,941 事業所 (2,738 事業所)	3,235 事業所	

※経済センサス活動調査は民営事業所（国及び地方公共団体の事業所を除く事業所）のみを対象とするため参考値とする

資料編

資料編

1 検討経過

■ 名古屋市文化振興計画策定検討会議

有識者による名古屋市文化振興計画策定検討会議を開催し、名古屋市文化振興計画2025の方向性、あり方について意見を収集しました。

○ 検討会議の開催概要

回	開催日	議題
第1回	令和2年 7月21日	次期文化振興計画について、策定の進め方について
第2回	令和2年11月17日	名古屋市文化振興計画2025（素案）について
第3回	令和3年 8月30日	名古屋市文化芸術推進計画2025（案）について

※令和3年4月12日～16日にかけて、名古屋市文化振興計画策定検討会議委員に、名古屋市文化芸術推進計画2025（素案）についての意見聴取を実施

○ 検討会議委員名簿

（敬称略：五十音順）

氏名	所属
梶田 美香	名古屋芸術大学芸術学部芸術学科教授
古池 嘉和	名古屋学院大学現代社会学部教授
◎佐々木 雅幸	学校法人稲置学園理事 文化庁地域文化創生本部文化創造アナリスト
高橋 綾子	名古屋造形大学造形学部造形学科教授
永井 聡子	静岡文化芸術大学文化政策学部芸術文化学科教授

◎＝座長

○ 検討会議委員の主な発言

第1回 主な意見
・積み上げてきた実践を意識しながらやる方が良い。 ・何が課題か大事な部分へのつながりがわかりにくい。 ・市民会館と文化小劇場との連携の柱が新たに必要である。 ・金山南ビル美術館棟（旧ボストン美術館）の活用として現実を踏まえた方向性を見出すべき。 ・劇場は危険な場であるという印象を拭わないといけない。劇場におけるハード、ソフトをセットでリニューアルするのに丁度良いチャンスでは。

- ・多様性ということばが出てきているが、いろいろな角度からの社会包摂的なところを含めて、国内外から注目される文化活動が名古屋から発信されることが整理されていると良い。
- ・ウィズコロナ対策を真剣に考えた方が良いのでは。
- ・コロナ禍における困難にどう関わるかが新しい課題としてある。人材、相談、助成の仕組みの目配せが盛り込まれるべきである。
- ・芸術家たちがもう少し楽に生きることについてのネットワーク、基盤も必要である。コロナについては、これまで続いてきた課題として取り上げることも議論すべき。

第2回 主な意見

- ・芸どころを現代的な意味として定義しないと異なるメッセージを出してしまう。職人気質ならデザインに広がる。
- ・過去を顧みるのも大事だが、未来へ向けたせめぎあいが見えてこない。基本理念の「豊かな未来へ」は意思を持って引っ張っていく位の動きが欲しい。
- ・アーツカウンシルをどう構築しどんな活動体制ができるか。若手がアドバイスや支援策を受けることができるように繋ぐことがとても大事。しっかりしたものができるか。
- ・具体化の動きと計画の中身がリンクする、できるだけ最新の姿で、計画に反映するような仕組みが必要。
- ・「芸どころ名古屋」の表現が過去に引きずられているのではないか。町衆が活発な NPO につながる、職人気質がデザイン等、現代的なうまい説明が必要で、工夫されてはいいかがか。
- ・ユネスコデザイン都市ネットワークは、発信や交流に関わる。ネットワーク会議を5年以内にやる、くらいの位置づけでないと、重点施策が生きてこない。
- ・まちづくりに偏っている感がある。
- ・「名古屋独自の魅力や文化で自信をもって紹介できるものがある市民の割合」指標が下がっているのが気になる。「新進芸術家の支援」アーティストの支援に場を提供することが大事。
- ・シビックプライドとして自信が持てないのなら、これはとても重要なことである。
- ・名古屋の文化を自分たちが体験して、主観として紹介できないといけない。それに向けて努力しないといけないことを、計画書で言わないといけないと考える。
- ・若いアーティストに対して、アプローチできれば名古屋の新しい魅力になったり、市民を巻き込む、そう言う意味でシビックプライドに繋がる。

第3回 主な意見

- ・「芸どころ」の言葉に未来に向かうイメージが弱いことを改めて感じる。
- ・デザイン都市以降、デザインを見据えた都市戦略をどの程度本気とするのだろうか。書きぶりのスケール感がない。SDGs を含め都市戦略的なスケール感をもった未来都市図を描き切ると印象が変わり、わかりやすくなる。

- ・SDGs の記載について、特に中長期計画においては、ロードマップを市民に見せることが大事ではないか。
- ・掲載される文化施設の写真について、維持保全、改修、改築対象施設等の説明があるとよい。
- ・重点項目について、意義や内容はよくわかるが、どのようなスケジュールなのか道筋がよく見えない。
- ・市民会館は、市のまちづくりの新しいステップのきっかけになるもの。文化芸術の範囲にとどまる文言ではなく、市民と行政職員が共有する名古屋市のまちづくりの視点を記載してはどうか。
- ・市民会館について、今ある市民会館をどのように終わらせていくか、劇場資料や建物・所蔵美術品等の保存を議論する場も抜けないようにしてほしい。
- ・市民会館に、専門的な人材が必要と書かれていることはよい。そういう人材なしには、助言、他館との連携、市民参加の充実など何もできない。
- ・市民会館を検討している委員会での議論も踏まえ、いわゆる貸館に終わらないことをしっかり記載すべきである。
- ・評価について、文化審議会を設置し、年次ごとに細かく進行管理をしている自治体もある。アーツカウンシルを作るため、そこが評価してくれるという姿勢ではいけない。
- ・計画に記載されていることをこれからどういうふう施策に位置づけ、発展させていくかが重要で、市民を巻き込んだ意見交換の場があるとよい。

■ 新たな文化芸術推進体制の構築に向けた検討会議

有識者による新たな文化芸術推進体制の構築に向けた検討会議を開催し、名古屋版アーツカウンシルの方向性、あり方について意見を収集しました。

○ 検討会議の開催概要

回	開催日	議題
第1回	令和2年 9月 18日	機能・役割について、組織体制のあり方について
第2回	令和2年 11月 5日	組織体制のあり方について、アクションプランについて
第3回	令和2年 12月 3日	中間報告の内容について
第4回	令和3年 6月 3日	立ち上げに向けた今後の課題について

○ 検討会議委員名簿

(敬称略:五十音順)

氏名	所属
片山 正夫	公益財団法人セゾン文化財団理事長
黒澤 浩美	金沢 21 世紀美術館学芸部長
◎佐々木 雅幸	学校法人稲置学園理事 文化庁地域文化創生本部文化創造アナリスト
杉浦 幹男	公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 アーツカウンシル新潟プログラムディレクター
服部 浩之	秋田公立美術大学大学院准教授
森 司	公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京事業指針室事業調整課長

◎＝座長

○ 検討会議委員の主な発言

第1回 主な意見
・各種議論するためには、名古屋市の人たちの期待がどこにあるかを理解し、市としてどうなりたいのかを定める必要がある。 ・アーツカウンシルには様々な情報が集まってくるので、自治体の文化政策立案に係る助言・協議機能を備えることは非常に重要。他都市のアーツカウンシルでは機能している事例が少ないので、是非名古屋にて実現して欲しい。 ・税金を投入することでどのような成果を上げているかを市民に説明する役割も担っていくべき。それらの広報をする組織・体制を作らなくてはならないと考える。 ・専門人材をマネジメントする立場の人材こそ大事だと思う。イギリスでは、マネジャーは他の分野から引っ張ってきている。 ・目的のなかには「名古屋らしいな」と思えるものも盛り込んでおくことが重要。

- ・行政と現場ではロジックが違う。その翻訳作業をできる人材が必要。芸術に関する関心だけでは十分ではなく、例えば ICT、医療・福祉など他分野を理解していることが必要である。
- ・名古屋市がアーツカウンシルに期待する役割を実現できる待遇、環境、ポストを用意することが必要。

第2回 主な意見

- ・せっかく新たな仕組みを作る以上、実行性のあるものにしていくべきだし、続いていくものにしないといけない。
- ・アーツカウンシルが市に意見を聞いてもらうことを考えると、一定の市の職員が中にいた方が良いのでは。
- ・他分野コラボレーションチームというのは画期的に新しく、名古屋市が新たな仕組みを作り上げようという時に話題になると考える。
- ・他分野との連携では、きちんとした科学的な評価、ある程度ロジックを立て、やった場合とやらない場合と比較対照するぐらいの厳密な評価をしていかないといけない。
- ・第三者が客観的に新しい文化政策を提言して、それを動かすための組織をどうしたら作れるのかということで知恵を出すことが重要である。
- ・専門人材の役割は非常に重要である。調整をしつつ自分の意見を持っている人で、頼れるネットワークを常に持っており、相談先を判断できることは非常に大事だと思う。
- ・チームビルディングの時間を考慮する必要がある。アーツカウンシル東京では立ち上げ時に成果を出すのに8年間を設定していた。最低でも5年、できれば10年欲しい。

第3回 主な意見

- ・ディレクター人材の確保が課題。名古屋市の検討では、当該人材の役割及びそのために必要な職能とリーダーシップへの期待が高まっている。
- ・他分野への活用について、「産業」を取り込んだうえで、官民一体となった「観光」及び「健康・福祉」への取り組みへの波及効果を謳った方が、名古屋市として地域性は打ち出せるように感じる。
- ・名古屋市文化振興事業団との関係をどのように整理し、発展させていくかについて、アーツカウンシル立ち上げと合わせて、あらかじめ方向性を共有しておくのが良い。
- ・新体制の意思決定など、ガバナンスのルール・方法などを整理しておくべき。
- ・市民ニーズについては設立前に再度把握に努める必要がある。

第4回 主な意見

- ・「各種主要構成員の人材像」の定義がなされていないと、予算規模や権限のあり方など他の項目も決まらないのではないかと。
- ・他分野との連携は相手があることである。相手となる他分野側が連携することに意義を感じてもらうことが重要である。

- ・文化芸術はまちづくりとも親和性が高い。こういった分野との連携に取り組むのかについては、人材として確保できる人と相談しながら現実的に進めていくことも良いのではないかな。
- ・3つミッションを掲げているが、これらの3つのミッションは仕事として随分違う。人材の配置は非常に難しいと感じる。
- ・ミッションはあるのだが目的の明示ができていない。何のためにこれらを行うかを言語化しておかないと新体制の立ち上げ後にぶれてしまうのではないかな。
- ・課題の多さを前にした時に、どれも考えなくてはいけない事柄であるが、新体制が持つ大きな目標や目的があることで、それと各項目の整合性が取れているかを確認することができる。課題が多いからこそ、目標や目的を明確化する必要があるのではないかな。

2 法律・国の施策

法律や国の施策について、特に関連の深い箇所を抜粋しています。

■ 文化芸術基本法（公布：平成13年12月7日 最終改正：令和元年6月7日）

◆ 基本理念

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

◆ 地方公共団体の責務

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

■ 文化芸術推進基本計画（第１期）（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）

◆ 文化芸術の価値

○本質的価値

- ・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成

○社会的・経済的価値

- ・他者と共感し合う心
- ・人間相互の理解を促進
- ・質の高い経済活動を実現
- ・人間尊重の価値観
- ・人類の真の発展に貢献
- ・文化の多様性を維持
- ・世界平和の礎

◆ 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

- 目標 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 目標 2 創造的で活力ある社会
- 目標 3 心豊かで多様性のある社会
- 目標 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

◆ 今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

- 戦略 1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 戦略 2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 戦略 3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- 戦略 4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- 戦略 5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- 戦略 6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

参考：文化庁「文化芸術推進基本計画（第１期）の概要」

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/__icsFiles/afieldfile/2018/03/05/a1402067_02.pdf

■ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律
(公布：令和2年4月17日)

◆ 趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

◆ 地域における文化観光を推進するための措置

○ 拠点計画の認定等及びこれに基づく事業に対する特別の措置

- ・文化資源保存活用施設の設置者は、文化観光推進事業者と共同して文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画（拠点計画）を作成し、主務大臣の認定を申請
- ・拠点計画では、機能強化に関する基本方針や目標のほか、施設内の文化資源の魅力増進、観光旅客の文化理解を深める措置、移動等の利便増進、広報等の事業等を定める。
- ・認定を受けた拠点計画に基づき、共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置を実施

○ 地域計画の認定等及びこれに基づく事業に対する特別の措置

- ・市町村又は都道府県が単独で又は共同して組織する協議会において、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（地域計画）を作成し、自治体・文化観光拠点施設の設置者・文化観光推進事業者が共同して、主務大臣の認定を申請。
- ・地域計画では、当該地域における文化観光の推進に係る基本方針や目標のほか、地域内の文化資源の総合的な魅力増進、移動等の利便増進、広報等の事業等を定める
- ・認定地域計画に基づき、文化財の登録の提案に関する特例措置、拠点計画と同様の特例措置を実施

参考：文化庁 HP

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/92199401_01.pdf

■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（公布：平成 30 年 6 月 13 日）

◆ 法案の背景・目的

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、
心の豊かさや相互理解をもたらす

（文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念）

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

◆ 基本理念

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

◆ 基本的施策

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大 | ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進 |
| ② 文化芸術の創造の機会の拡大 | ⑧ 相談体制の整備等 |
| ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保 | ⑨ 人材の育成等 |
| ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等 | ⑩ 情報の収集等 |
| ⑤ 権利保護の推進 | ⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力 |
| ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援 | |

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

◆ 基本計画・地方自治体の計画

- 文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化
- 地方公共団体は計画策定の努力義務

参考：文化庁 HP

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/geijutsu_bunka/shogais_ha_bunkageijutsu/pdf/r1406260_01.pdf

■ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(公布：平成 24 年 6 月 27 日 最終改正：平成 29 年 6 月 23 日)

◆ 趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

◆ 主な課題

- ・文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- ・実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

◆ 概要

- 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。
- 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。

「国及び地方公共団体の措置」

国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

「基本的施策」

- ・国際的に高い水準の実演芸術の振興等
 - ・国際的な交流の促進
 - ・地域における実演芸術の振興
 - ・人材の養成及び確保等
 - ・国民の関心と理解の増進
 - ・学校教育との連携
- 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。

参考：文化庁「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（概要）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/geijutsu_bunka/gekiyo_ongakudo/pdf/h24_gekiyo_ongakudo_gaiyo_0627.pdf

3 用語集

アイデンティティ	自己同一性、自己認識（自分が何者か）のよりどころ
SDGs	Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月のサミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標
SDGs 未来都市	SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市として国が選定するものであり、本市は令和元（2019）年 7 月に選定を受けた。（令和 3（2021）年 5 月現在、124 都市が選定）
アウトリーチ	文化芸術に様々な理由で触れることの少ない住民向けに、文化芸術の体験等ができる機会を文化施設の外でつくる活動
SNS	Social Networking Service の略称で、携帯電話、パソコン等からインターネットを通じて、世界中の様々な人との交流や、自ら情報発信ができるサービス
NPO	Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体
クリエイター	文化芸術分野で創造的な仕事をしている人
クリエイティブ産業	デザイン、ファッション、コンテンツ、伝統関連など新たな価値を創造する産業
グローバル化	社会・経済などが、国や地域を越えて、地球規模で影響を与えること
コンペティション	競技会
指定管理者制度	条例の定めるところにより、法人等が、公の施設の管理を行うことができるしくみ
シビックプライド	市民のまちに対する誇りや愛着
社会包摂	社会的に困難を抱える人たちを、排除するのではなく、多様性を認め、相互理解を進め、当事者を力づけ包んでいくこと
重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、価値が特に高いと認められるものを重要伝統的建造物群保存地区として国が選定するもの
ディレクター	現場を指揮・監督する人
デザイン	空間、モノ、イメージ、サービス等に特定の顔を与えたり目に見える形や色、装飾はもとより、社会、経済的な課題の解決など、私たちの生活文化の質を高めるためのさまざまな仕組みや機能
デスティネーション	観光やビジネス等における旅行目的地、旅行先のこと

ネーミングライツ	市と法人等との契約により、市が所管する施設等に愛称等を付ける権利を付与する代わりに、法人等から対価を得て、当該施設等の運営費等に充てる手法
プロデューサー	企画・進行・予算管理など制作全体を統括する責任者
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
ランドマーク	その地域や場所を特徴づけ、目印となるもの
ワークショップ	参加者が主体的・創造的に活動・体験するイベントなど

表紙について

名古屋市のまちなみはパッチワークのような特徴を持っています。

パッチワークは、余り布を使って、暮らしの合間の時間で作られてきた古来からの技術です。

限られた材料と時間のなかで、職人技で合理的に作られたその模様には、独自のパターンやリズムが見出せます。特別なデザイン意図は無くとも、純粋に実用性のために作られたものは、ある種の構造、合理的なパターン、形態を生み出すことになるのです。このユニークなリズムとパターンの総和が、パッチワークならではの美しさとして独自の様式を作り上げてきました。

ユネスコのデザイン都市でもある名古屋市のユニークなまちなみは、造られたその時々時代の背景や流行、状況、経済条件などを反映したものになっています。しばらく眺めて考えれば、まちなみが表している姿からその意味を認識することができます。このようにまちなみを観ていくと、都市との精神的なつながりが生まれ、親しみやすさや魅力を感じることができるかもしれません。

名古屋市観光文化交流局 文化歴史まちづくり部文化振興室

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-3172

FAX 052-972-4128

令和3年10月



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



City of design NAGOYA

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

名古屋市はユネスコが認定するデザイン都市です。

